

平成 19 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 6）

○平成 19 年 3 月 8 日（木曜日）

○議事日程

平成 19 年 3 月 8 日（木曜日）

午前 10 時 開議

1 開 議

2 会議録署名議員の指名

3 一般質問

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（28 名）

1 番	河 杉 憲 二 君	2 番	藤 本 和 久 君
3 番	山 根 祐 二 君	4 番	斉 藤 旭 君
5 番	横 田 和 雄 君	6 番	弘 中 正 俊 君
7 番	木 村 一 彦 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	松 村 学 君	10 番	伊 藤 央 君
11 番	原 田 洋 介 君	12 番	大 村 崇 治 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	平 田 豊 民 君	17 番	藤 野 文 彦 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	安 藤 二 郎 君
21 番	河 村 龍 夫 君	22 番	久 保 玄 爾 君
23 番	山 下 和 明 君	24 番	馬 野 昭 彦 君
25 番	深 田 慎 治 君	26 番	山 田 如 仙 君
27 番	中 司 実 君	28 番	田 中 健 次 君
29 番	佐 鹿 博 敏 君	30 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1 名）

20 番 今 津 誠 一 君

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	助 役	嘉 村 悦 男 君
副 収 入 役	内 藤 和 行 君	財 務 部 長	吉 村 廣 樹 君
総 務 部 長	浅 田 道 生 君	総 務 課 長	岡 本 幸 生 君
生 活 環 境 部 長	黒 宰 満 君	産 業 振 興 部 長	桑 原 正 文 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 正 幸 君	土 木 都 市 建 設 部 理	藤 本 澄 夫 君
健 康 福 祉 部 長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	和 田 康 夫 君	水 道 事 業 管 理 者	中 村 隆 君
水 道 局 次 長	井 上 孝 一 君	消 防 長	松 永 政 己 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	檜 垣 健 次 君	議 会 事 務 局 次 長	徳 富 健 司 君
-------------	-----------	---------------	-----------

午前 10 時 開議

- 議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、今津議員であります。

会議録署名議員の指名

- 議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6 番、弘中議員、
7 番、木村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

- 議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。
よろしくお願いします。

早速質問に入ります。最初は 17 番、藤野議員。

〔 17 番 藤野 文彦君 登壇 〕

- 17 番（藤野 文彦君） おはようございます。

藤野文彦でございます。それでは、通告に従いまして質問いたしますので、執行部にお
かれましては、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それでは、第 1 点目の喫煙マナーの向上、街の美化運動について、ソーラー式音声放送
ポールの設置による啓発の呼びかけについてお尋ねをいたします。

防府市は大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川の清らかな流れ、穏やかな瀬戸の海など、豊かな自然と先人たちによってはぐくまれた文化と歴史がある町です。この豊かな自然との共生を実現し、かけがえのない環境を将来の世代に継承することは、今を生きる私たちが果たすべき務めであると考えています。

こうした中、防府市では２００６年３月、防府市環境保全条例を全面改正し、新たに示された環境についての基本理念等に基づき、地球環境問題を含めた環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進していくため、防府市環境基本計画を策定いたしました。この計画は、２００６年度を初年度とする第三次防府市総合計画後期基本計画に基づき、今後の防府市の環境行政のマスタープランとして環境面からの実現を図ろうとするものです。

「“元気”に住める環境づくり」を計画の基本目標に、市民の皆様や事業者の方々と協働して、環境にやさしい防府市を築いてまいりたいと考えておりますと、防府市環境基本計画の中で市長は述べられております。

第３章、目標とその達成のための施策の展開、第２節長期的目標の４、「防府の“たたずまい”が感じられるまちの実現」として、「きれいで美しく清潔な街並みや景観は快適な生活環境には欠かせないものです。空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て、自転車や自動車等の放置、無秩序な屋外広告物の設置を防止することにより、美観や清潔さを保持するとともに、歴史的景観や美しい都市景観の保全と創造に努めます」、とうたっております。まさにそのとおりで、共感し協働してまいりたいと私も思っております。

社会環境面から、昨年３月議会で喫煙マナーの向上についての一般質問をさせていただきました。ルルサス周辺に喫煙場所が確保されていることにつきましては、感謝を申し上げます。小型スタンド灰皿の設置により、たばこの吸い殻のポイ捨ては若干減少してきているのではないかと思います。

しかし、残念なことに駅周辺及び灰皿未設置の街の路上、側溝、小路地等に空き缶、ペットボトル、吸い殻等のポイ捨てが後を絶たないのが現状ではないでしょうか。また、街から離れた地域の路上、河川、田畑等へのポイ捨ては、本当に腹立ちを感じるころであります。

そこでお伺いしますが、駅北開発整備もほぼ完了し、建物や歩道、道路がどのようにきれいになっても、ポイ捨てによるごみが散乱しては、美しい住みよいまちとは決して言えません。緑と水に恵まれた美しい自然とともに、防府のたたずまいを感じさせる私たち市民の大切な財産を、そして心を豊かにし、生活に潤いを与えるための施策が必要と考えます。

その第一歩として、集客力のある駅周辺にソーラー式音声ボールを設置し、朝夕の通勤

時間帯や昼どきを中心に、マナー向上メッセージ、「歩行喫煙をしない、吸い殻やごみのポイ捨てをしない、清潔できれいなまちづくり、皆さんの御理解と御協力をお願いします」という趣旨の内容で、これは防府市の地域に合った内容にされて結構だと思いますけれど。そして、放送時間や回数については検討の余地があると思いますが、市民や来訪者への啓発の呼びかけをされてはいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

第2点目といたしまして、市内の松枯れ対策についてお伺いします。市が管理する公共施設等の松枯れ対策についてお伺いします。

私たちの周りにある緑豊かな松は、木材資源として大切であるばかりでなく、山崩れや洪水を防ぎ、水を蓄え、海岸の防風林、防潮林として住宅や農作物を守り、また、風景を美しく保つなど、私たちの暮らしに欠くことのできない重要な役割を果たしております。

この大切な松が、松くい虫被害のため、次々と枯死しておるのが現状であります。緑豊かな住みよいふるさとをつくるためにも、家庭や日常生活にかかわりの深い身近な松を地域ぐるみで松くい虫から守らなければなりません。このことは、防府市環境基本計画の施策の展開で「身近な緑の保全と創造」の中でうたっております。

松枯れの発生原因は、マツノセイ、病害虫、環境要因、人的被害等ではありますが、一番の松枯れの原因は、マツノザイセンチュウの侵入による過剰生理反応が99%を占めていると言われています。マツノザイセンチュウはマツノマダラカミキリを介して、松の樹帯内に侵入いたしまして、松を枯らしていくというふうに研究の結果が出ております。これらの問題につきまして、マツノマダラカミキリがふ化する時点におきまして、薬等で駆除する方法が一番有効ではなかろうかということで、散布薬剤での松くい虫の防除と伐倒駆除を行ってきておりますが、被害の完全なる防止にはつながってきておりません。

御承知のように、鞠生の松原には多くの松が立っておりましたが、現在では松くい虫の被害によりまして、大きな松が1本、また1本と切られ、由緒ある松原が消えていくのはまことに忍びないものがございます。このように、市の公共施設である公園、公民館及び小・中学校には100年を超えて生存している松も多くあります。歴史と文化を維持するために総点検をしていただき、安らぎと潤いのある快適な環境づくりに欠かせない緑を将来に継承していけるよう、かけがえのない自然を保護していくことが必要であろうかと思いますが、いかがでしょうか。また、そのためにどのような具体的な方策が強いられているのか、予算は幾ら組まれているのか、御所見をお伺いします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 環境行政についての御質問に、まずお答えいたします。

１点目のソーラー式音声放送ボールの設置による啓発についての御質問でございますが、まちの美化運動に係るマナー向上のための対策としては、これまでも防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例を制定し、市広報や看板による啓発を実施しておりますが、議員御指摘のとおり、ポイ捨てはその後も後を絶たないのが現状でございます。たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て防止のためには、今後も市民や事業者との協働によるさまざまな取り組みが必要だと考えており、啓発の重要性を認識しております。

路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを禁止する啓発の手段として、防府駅周辺にソーラー式音声放送ボールを設置したらどうかという御質問でございますが、ソーラー式音声放送ボールは、昨年１２月に東京都港区のＪＲ浜松町駅北出口及び南出口に設置されたところでございます。防府駅周辺にこのシステムを設置することにつきましては、このシステムが防府駅周辺にふさわしいものであるか、また、これ以外にもより効果的な方法があるかを含め、今後検討させていただきたいと存じます。

次に、市内の松枯れ対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、松枯れはとどまるところを知らず、市内の松は赤く変色し、葉を落とし、山林においては山がやせ、その結果、自然環境及び治山治水に悪い影響を及ぼしておりますことは、否めない事実であります。私も深く憂慮しているところでございます。また、市街地においても被害が出て、松林としての態はもとより、由緒ある松もその姿をとどめるところが少なくなりつつあるのが現状でございます。

この松枯れの対応策として、山林においては、松枯れの原因とされるマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリを駆除するため、以前はヘリコプターで薬剤を散布する空中散布を行ってまいりましたが、自然環境及び生活環境に不安を与えるということで中止し、現在では被害木を伐倒した後、短く切り、薬剤を散布する伐倒駆除を実施するとともに、市広報を通じて市民の方へ駆除を呼びかけております。

なお、平成１８年度で伐倒駆除に対する国・県の補助事業は終了しましたが、今後も本市単独で同駆除を継続実施いたします。また、既に枯れた松にかわり、松くい虫に強いとされている抵抗性松、通称「きらら松」と呼ばれているようでございますが、これを天神山森林公園に植林しており、今後、伐倒駆除等で山に入る際には同種子をまいて、市内の山林に松が回復するよう努めてまいります。さらに、県に対しましても保安林等に植林する場合、きらら松を植林するよう要望してまいりたいと存じます。

次に、議員御質問の学校、公園、公民館などの公共施設の松枯れ対策についての対応状況を、以下、申し述べます。

まず、小・中学校の敷地内の松につきましては、小・中学校 28 校のうち、松の木がない野島小・中学校を除く 26 校につきましては、毎年 1 回マツノマダラカミキリ対策として地上散布を実施しております。また、マツノザイセンチュウ対策といたしましては、26 校を 4 グループに分けまして、1 グループごとに 4 年に 1 回、予防薬の樹幹注入を実施しております。しかし、年間数本は松枯れによる伐採を余儀なくされております。

次に、富海海水浴場には 443 本の松があり、毎年約 4 分の 1 の本数を松枯れ防除対策として樹幹注入を行っております。公園の松枯れ対策としては、桑山公園内の、特に樹齢の古い松について、樹幹注入による防除を行っております。被害木につきましては、他の公園内の松も同様に伐倒駆除を実施しております。

最後に、公民館にある松の木は全館で 40 本あり、その他の木とともに害虫駆除を実施しております。なお、松枯れに対する 19 年度予算案では、市全体で 310 万円余りを計上いたしております。今後も引き続き、松枯れの被害拡大防止を行うとともに、緑の松の再生及び維持に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（行重 延昭君） 17 番。

○17 番（藤野 文彦君） ただいま市長の方から答弁をいただきました。

それで、二、三点再質問させていただきますが、防府市の空き缶ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例が平成 13 年 12 月 26 日に制定されました。平成 14 年 4 月 1 日から施行されていますが、今日まで市広報あるいは看板等による啓発のほか、どのようなものをされてきたか、わかれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例について、どのような方法で周知を図ってきたかという御質問でございます。

まず、条例制定後に概要を説明したチラシを全戸配布をいたしております。また、同時期にケーブルテレビで条例制定の趣旨及び概要の説明をしまいたところでございます。また、防府市環境衛生推進協議会が毎年発行しておられます「環境衛生だより」というものにも随時条例の制定、あるいはその啓発等を掲載をさせていただきまして、周知を図っております。また、現在での市のホームページにもこの条例そのものを掲載して啓発に努めております。もちろん今、議員が申されました看板とか広報とかそういったものはもちろんずっとやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17 番。

○ 17 番（藤野 文彦君） チラシの全戸配布やケーブルテレビ、あるいは環推協、そしてホームページ等で啓発を呼びかけているということでありましたが、それでどのような成果があったか、なかったか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（黒宰 満君） るるこれらにつきましては、私どもが考えておりますのは、とにかく市民の方にそういう環境を守ってもらうということの啓発であるということに認識をしております。具体的にこの条例を制定して、どのぐらいの缶とか、あるいはたばこのポイ捨てがどのぐらいに減ってきたのかという、そういった追跡調査そのものというのは、現在まだやっておりません。申しわけございません。

○ 議長（行重 延昭君） 17 番。

○ 17 番（藤野 文彦君） 今、生活環境部長が申されましたように、このポイ捨ては跡を絶っていないのが現状であります。

それでは続きまして、先ほどの答弁の中で、防府駅周辺には私はふさわしくないように聞こえますが、具体的に何かお考えがありましたら、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○ 議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○ 土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） ただいま「防府駅周辺に設置するのはふさわしくないように聞こえるが」というお言葉でございますけども、先ほど市長の答弁でも申しましたけれども、ソーラー式音声放送ポールというのは、昨年 12 月に、全国でも初めて東京の JR 浜松町駅に設置されたということでございまして、そのシステムに対する区民の反応とか評価というのが、今のところはまだ定まっていないのではないかというふうに考えております。

電話して聞いたところによりますと、今のところ声が聞きにくいとかわかりづらいとかというような意見が寄せられているということでございます。それで、区ではそれを受けまして、メッセージの内容を表示するなどの改善を講じるというふうに担当者は言っているようでございます。このようなことから、システムの評価が定まるまでにはいましばらく時間がかかると思いますので、ある程度評価が定まった時点で、防府駅周辺にふさわしいかどうかということを検討したいというふうに思います。

また、ふさわしいかどうかということの中には、これは音声で注意を促すということで、仮に防府駅に設置しますと、バスの運行案内とか列車の到達案内とかいうのがありますので、それとかぶるといけないなというようなことも気になっておりますので、いずれにしても、ちょっとしばらく時間をいただきたいということでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 今、港区の浜松町駅に設置されたということで、これにつきましては、昨年3月に私、一般質問いたしましたけれども、港区が、喫煙マナーの向上の啓発あるいは清掃活動をする中で、たばこだけではなくガムの食べかすとかジュースの空き缶とかいろいろ含めたものでございますけれども、そうしたものを行政、そしてその地区の住民、そしてＪＴの社員を含めて清掃活動をずっとやってこられて、なおかつそうしたポイ捨て、たばこだけではなくてそういったポイ捨てがあるということで、このソーラー式音声システムが設置されたというふうに、私は認識しているところでございます。

そして、この中で子どもと大人の声で2種類あるわけですが、私はやはり子どもの声が非常にポイ捨てを禁止する、そういう啓発に大いにつながるのではないかと考えておりますけど、その辺について何か御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 先ほど申しましたことの繰り返しになるんですけども、要するに子どもさんの声というのが、やはり駅前である騒音にかき消されて聞きづらい、何言っているかわからんというようなことが寄せられておりますので、そういうことも含めまして、もうしばらく時間をいただいて、この音声放送ポールというものが防府駅にふさわしいかどうかということを検討させていただきたいということでございますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） わかりました。もう少し時間をいただきたいということですが、このポイ捨てによって、今まで防府市民においても、クリーン作戦等含めてごみの収集の作業、ボランティアで行われています。私、ＪＴの出身でございますけれど、そうした中で市民参加型による清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」、2004年5月から開始を全国でしております。そして、全国で延べ人員、今30万人以上にも参加者が上っております。そして、社会的にも認知度も高まってきております。「ひろえば街が好きになる運動」、これにつきましては、昨年につきましては、この防府の地では夏の防府まつりのときと秋のフリーマーケットのとき、これについては、松浦市長も参加をしていただいているというふうに私、思っておりますが、その辺について、市長、いま一度何か御意見がございましたら、お考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市内の企業の皆様方、なかんずくＪＴの皆様方には、熱心に美

化運動に、イベントのたびごとにとうとい奉仕活動が続けていただいておりますことに心から感謝いたしております。その姿を見ながら「気をつけよう」、「自分も拾おう」と、そういうことで、呼応して市民の多くの方々がイベントのときには、たくさんそういう奉仕活動に参加されていることもよくお聞きしております。

私ども市役所も今度のお花見前には、また桑山あるいは天神山公園にボランティアで出て、周辺の美化活動の一助にしたいと、このようにも思っているところでございますし、あるいは消防署にございます電柱、電光掲示板等にもそのようなことをお呼びかけしながら、空き缶のポイ捨ては、車の中からされる方が大半と私は見ておりますので、啓蒙活動にも入りたいと思っておりますし、また同時に、１４年４月から施行しております犬のふん防止のああいうポスター、掲示板ですか、あのようなものももう一回再度見直して、ＰＲにもしっかり努めていくようにしたいと。あれはあれで私は確実な効果が上がっていると、上がっていても、なおかつ今のような状態にしかっていないということでございますので、効果を認めつつも、さらにしっかり努力してまいりたいと、このように思っておりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） そういう、今、市長が申されましたように、街をきれいにする運動の中でポイ捨てについての啓発、これからもやっていくということで私も理解をいたしましたけれど、私も今、地域で朝、小学生が登校するときに実施をずっとしているわけでございますけれど、あの交差点にもきょうはごみがなかったけれども、翌日行くとぽっとごみがあると。そこには環推協の立て看板が立ててあります。そこにぽっとごみを捨てている、そういう市民もおりますけれど、なかなかこのソーラー式音声ポールを立てたからといって、すぐ私もポイ捨てがなくなるとは思っておりませんけれども、しかし、何かやはり手を加えなければ、意識づけをしなければいけないというふうに思っておりますので、今、もう少し時間をいただきたいということですから、ぜひとも研究されまして、設置をされますように強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ。１７番。

○１７番（藤野 文彦君） それでは、松枯れ対策についての再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、由緒ある松もその姿をとどめるところが少なくなりつつあるという答弁でございましたけれど、この由緒ある松というのはどこを指されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 鞠生の松原でございます。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） 鞠生の松原ということでございますけれど、この鞠生の松原、大変由緒あるものでございまして、ちょっとあそこに看板が立ててあるのを、私、ちょっと前に勉強をしに行ってきました。

この鞠生の松原というのは、もとは三田尻または高須の松原と呼ばれておったそうですが、天正１５年、１５８７年であります。そこで和歌が詠まれております。作者についてはちょっとわかりません。その和歌の中で「まりふの松原」と題し、「白銀を敷きたらんようなる白砂に 丈高からぬ浦松の 老い屈まりたるが むらむら生きて云々」と景勝の地を褒めたたえて詠んだのが地名の始まりというふうにしてあります。私も６０年、防府市に住んでおりまして、小さいころから鞠生の松原という地名は知っておりましたけれども、こういう由来があるということについては、つい先日知りました。

その地でありますけれど、当時はこの鞠生の松原のところから向こうは海で、いろいろな歴史がある、由緒ある松原であります。今日では、松くい虫の被害や台風等の天災による被害もあったと思いますけれども、その姿が失われようとしています。防府市の由緒ある松原の歴史を後世にどのように継承していこうとされているのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 鞠生の松原の歴史がある、由緒ある松原をどのように継承していくかとの御質問でございますが、現在、鞠生の緑地と申すところと華浦公園と市営住宅があります。その敷地内に由緒ある古木が、今３０本残っております。議員御紹介の防府市史にも出てきますように、足利義満、豊臣秀吉とか細川幽斎の歴史もあることから、松くい虫に強いと言われております「きらら松」を補植をいたしまして、現在、約１００本存在しております。今後、後世に残すためにも、古木の状況を見ながら樹幹注入による防除を行ってまいり所存でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） 松くい虫に強いきらら松というのを植栽して、今、１００本あるそうでございますけれど、これの松くい虫の防除あるいはマツノマダラカミキリの駆除等をされているかどうか。そして、ここ近年伐倒された本数が松くい虫による被害で何本ぐらい、あそこにたしか緑地には１０本ぐらいだと思いますけれども、伐倒された跡が残っておりますけれど、その中でどのぐらいが松くい虫によって伐倒されたか、わかれば

教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 防除についてでございますが、実績を御報告申し上げますと、最後に行っているのが15年1月に行っております。

それで、松くい虫による被害数は何本あるかということでございますが、私の方に、今持っておる資料で申し上げますと、14年からでございますが、平成14年度に1本伐倒しております。それ以降につきましては、台風による枝折れの被害を除けば、被害木はありません。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 駆除は最後が15年1月ということでございますけれども、それからもう約4年は経過しているわけでございますけれども、先ほど申しましたように、由緒ある松原の歴史を後世に伝えるためにも、ぜひとも十分な手を入れていただきたいと思いますということを要望しておきます。

次に、2点目といたしましてマツノザイセンチュウ、これは発見されたのは昭和45年でございますけれども、動物に寄生する害虫あるいはぎょう虫、十二指腸虫などの仲間でございますけれども、このマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリを駆除するため、市広報等でマツノマダラカミキリの駆除を呼びかけているというふうに答弁がございました。市広報は、何月ごろにそうしたことを記載されて呼びかけられているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 市広報によります啓発でございますけれども、毎年10月ごろに啓発を行っております。この10月までに市広報に載せるかということなんですけれども、松くい虫の被害に遭いました松が葉っぱが赤くなってくる、そういった現象があらわれるのが9月ごろから翌年の4月ごろまでの間に現象があらわれます。そういったことで、もう赤くなってき出した松は、伐倒駆除等で除去していく方が今は最善の方法でありますので、そういったことで、10月ごろに市民の皆さんに駆除を呼びかけるという活動を行っております。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 10月の市広報で市民に呼びかけているということでございますが、先日、2月27日に萩市がこの松くい虫防除講習会というのを一般市民あるいは造園業を交えて実施されました。ちょうど私、この一般質問の文を出した後でございましたから、ちょうどテレビでやっていたところを、わずかローカルニュースでやっていまし

たけれども、こうした講習会、萩市の福江村でありますけれど、その山林でやられたわけです。主催は萩市の林政課だと思うんですけど、そうした講習会等も、今後やるような計画ができないかどうか、御所見をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 現時点で申し上げますと、そういった講習会の予定は持っておりませんが、今、議員の御提案ありましたことでございます。今後、そういった講習会開催に向けての検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） 検討するということでございますから、よろしく願いたいと思います。

次に、松くい虫に強いとされている抵抗性松、通称「きらら松」の同種子をまいて、この松をふやしていくというふうに答弁がございましたけれども、この種をまく時期について、いつごろまかれるのか、そして、面積はどのぐらいの面積を予定されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 松の種が発芽しますのが大体春でございますので、まく時期とすれば、翌年の秋ごろが一番適切な時期だろうと思います。また、その時期に、月でいいますと１０月ごろですが、伐倒駆除のために山林の方に入っていきますので、その作業の折に時期も１０月で適切な時期でございますので、種まきを行っていききたいと思います。ちなみに来年度、１９年度、その種まきをする予定の面積でございますけれども、５ヘクタールを、今予定をしております。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） １０月ごろ、ことしの１０月ということですかね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） ことしの１０月から１１月ごろということでございます。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） ５ヘクタールほどやっていくという計画でございますから、ぜひ松を、また、緑豊かにさせていただきたいと思います。

続きまして、小・中学校の松くい虫対策として毎年１回の地上散布、そして樹幹注入を４グループに分けて、１グループごとに４年に１回実施しておられるというふうな、先ほど答弁ございました。年間数本は松枯れによる伐採を余儀なくされているというふうな答

弁がございましたけれども、どこの学校でしょうか。また、今現在、何本枯死状況にあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 現在の学校での松の枯死状況でございますが、この6年間で20本ほど枯れております。ことしは大道小学校、華浦小学校、華城小学校、それから右田中学校、各1本ずつでございます。現状の枯れたような状態である松はございません。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 今、6年間で20本というふうに言われましたけれど、それで、ここ最近の大道小学校と華浦と右田、これは先ほどのマツノザイセンチュウによるものか、あるいは天災による枯れなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） マツノザイセンチュウによるものでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 学校というのは、ちょうど小学校にすれば6年、中学校3年、そして思い出のある場所でございます。そうしたことで、ぜひ学校の松について、防除なりの回数等をふやすお気持ちがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 今の時点で、全部で小・中学校389本松があるということでございます。毎年枯れておるといってもございませませんが、業者さんといいますか、プロの方からもいろいろ状況も確認いたしておりますけれども、今のよう状況で大丈夫ではないかというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） すみません、最後ちょっとよく聞こえなかったんですけども、申しわけないです。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 松の枯れる状況、進みぐあいということにつきましては、業者さんの方にも確認をいたしまして、現状の防除対策で大丈夫ではないかというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 現状で業者が大丈夫だというふうに言われたそうですから、大丈夫だろうというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

富海の海水浴場に防潮林として寄贈されたというふうに聞いておりますけれど、443本の松がございますけれども、これについては、樹幹注入による駆除だけで地上散布がされていませんけれども、この辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 富海の松林でございますが、地上散布は今しないようにしております。そのわけは議員御承知と思いますが、松林と民家が極めて隣接しておりますので、その辺を配慮しまして、今、樹幹注入だけの防除に努めております。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 民家があるということで地上散布はしていないということで、わかりました。

それでは最後の質問ですが、この松枯れ対策として新年度、19年度予算では310万円程度の予算が組まれたということでございますけれども、これはどういうものに使われるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 今の19年度の約310万円の予算でございますが、これは今、市、教育委員会も土木都市建設部もみんなかかわってくる総額の予算ということでございますけれども、この内容としましては、伐倒駆除に要する経費と、いわゆる松くい虫の予防に対する経費とが大別して2つの中身でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 伐倒駆除と地上散布の予防ということでよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 予防には、今、地上散布も一部やっているところもありますので、それと樹幹注入でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） その中で、今、伐倒駆除、これについては大体どのぐらいの経費がかかるんでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 約180万円程度になろうかと思います。

○議長（行重 延昭君） 17番。

○17番（藤野 文彦君） 全体で310万円ぐらいで、そのうちの伐倒駆除が180万円、残りが樹幹あるいは地上散布というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 申しわけありません、１８０万円ではなくて１３０万円ぐらいが伐倒駆除でございます。申しわけありません。残りの１８０万円程度が予防の経費になります。

○議長（行重 延昭君） １７番。

○１７番（藤野 文彦君） わかりました。いずれにいたしましても、先ほど壇上で申しましたように、潤いのある生活ができるように、また、緑が増えるように、ぜひともこの３１０万円、確かに以前と比べて、私はこの予算も随分落ちているんだろうというふうに思いますけれども、限られた財源を有効に使いながら、ぜひとも緑あふれるまちにしたいことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、１７番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は１４番、山本議員。

〔１４番 山本 久江君 登壇〕

○１４番（山本 久江君） おはようございます。

日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

まず、第１点は、新年度の税制改正についてお尋ねをいたします。最初に、定率減税廃止等による市民の税負担についてお尋ねをいたします。

新年度の市県民税にかかわる税制変更の主な内容は、所得割税率を一律１０％にすること、所得税と市県民税の人的控除の差に基づく負担増の調整を行う調整控除の新設、さらに、１９９９年度から導入をされておりました定率減税の廃止、そして、６５歳以上の方に適用される、非課税限度額の廃止に伴う特例控除の見直しなどでございます。これらの市民への影響は極めて大きいと言わなければなりません。

１月２０日の各紙朝刊に政府公報が掲載をされましたが、「税源移譲について、年額の納税額は基本的に変わりません」と、こういうふうに大きく書かれ、その下に小さい字で「実際の納税額には、平成１９年から定率減税が廃止されること云々等の影響があることに御留意ください」、こういうふうに書いてございます。定率減税廃止で増税になるというきちんとした説明はございません。

市では、昨年から市広報や事前申告相談会などを設け、市民への周知を図っておられますが、新年度、市民税の負担増、影響額はどの程度になるのか、お尋ねをいたします。

２点目に、市税減免規定の周知についてお尋ねをいたします。昨年６月、市民に市県民税の通知書が送付されますと、担当課の窓口には何かの間違いではないのか、なぜこんな

に税金が上がるのか、こういう問い合わせや苦情が殺到したそうでございます。

これに加え介護保険料への、あるいはそのほかの料金へのはね返し、まさに雪だるま式に負担が増えました。収入は変わらないのに、いや、高齢者など年金は減ってきているのにどうしてなのかという疑問と怒りの声が上がりましたが、こうした負担増はことしもさらに続いてまいります。相次ぐ負担増に生活がやっていけないという市民の声が渦巻いております。国に対し、庶民大増税の中止を求めなければなりません、市においても、市民の暮らし、福祉にかかわるきめ細かな対応が求められているのではないのでしょうか。

こうした中、市民税などを払いたくても払えない家庭が増えてきております。それは、あるときには家族の病気や失業、倒産などで収入が大きく減る場合などがありますが、そうした場合の対応として、市税条例施行規則には減免規定が設けられております。内容はさらに改善すべき点はありますけれども、実際にこうした規則があることなど、十分に市民に知らされておられません。市税減免規定の市民への周知をさらに求めたいと思いますが、いかがお考えか、御答弁をお願いいたします。

質問の第2点目でございます。子育て支援についてでございます。

防府市では現在、次世代育成支援行動計画に沿いまして、子育て支援策が進められております。少子化が続く中、子どもが生まれ育つための環境の整備を5年間の計画期間を設け実施されておりますが、子育て支援機能の拡充とあわせ、経済的な支援の拡充は大きな課題でございます。

財団法人子ども未来財団が2004年に子育てに関する意識調査を行っておりますが、この中で、子育てに対する不安や悩みを問う質問があったわけですが、最も多かったのが、子育てに伴う経済的負担が重いというのが、子どものいない既婚層でも子育て層でも圧倒的に多いという状況が報告されております。

防府市でも行動計画策定にかかわって行われたニーズ調査で、少子化の要因として子育ての経済的負担の大きさを挙げる人が多くなっておりました。防府市の保育料は、多くの自治体がそうであるように、国基準を参考といたしまして保育料が決定をされております。今年度の保育料を見ても、階層区分で最も多い第5階層のうち、前年分所得税が11万2,000円以上16万円未満の第5B階層で、3歳未満の子どもを1人入所させると、月額4万4,000円で、3歳未満、2人通わせますと、何と月額6万6,000円となります。

若い子育て世帯にとりまして、保育料の負担は大変大きいものがございます。「子育てにやさしい 子どもが 家庭が 地域が 輝くまち」、こういう行動計画の目標に沿って、保育料の軽減をさらに行っていただきたいと思います。いかがでございましょうか。お

尋ねをいたします。

子育て支援の２点目は、母子家庭医療費助成制度を父子家庭にも広げていくことについてでございます。

この制度は、母子家庭で市民税所得割が非課税の世帯について、医療費の自己負担分を助成しようとするもので大変喜ばれておりますが、しかし、同じ非課税世帯であっても、父子家庭は対象となっておりません。新年度予算の中で、父子家庭に対する支援策が見直されてきていることを評価しながらも、市の後期基本計画が示すひとり親家庭の支援策として充実をしていただけないでしょうか。この点、お尋ねをいたします。

質問の３点目、地産地消の推進についてでございます。小・中学校の給食への地場産食材の利用についてお尋ねをいたします。

日本の食料自給率がカロリーベースで４０％、穀物では何と２８％という深刻な状況にある中、全国的にも自給率の向上、安全で安心な食料をとという声が高まっております。そうした中で、地域の消費者のニーズをとらえ、生産し、地域で生産された農産物をその地域で消費しようという地産地消の取り組みが、生産者や消費者を中心に広がっております。

一方、近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にあるとして、食育基本法に基づき、食育推進基本計画が昨年３月に策定をされました。食育の総合的な促進に関して取り組むべき施策の一つとして、地産地消の推進が位置づけられております。さらに、学校給食における地場産物を使用する割合を、平成１６年度食材数ベース２１％から、平成２２年度には３０％以上とする目標値も示されております。

県の学校給食における地場産食材利用状況調査、これは平成１７年度の最終平均によりますと、防府市は市町村産含む県産品の割合が２５％、うち市町村産品の割合が平均１２％と報告されておりますが、昨年９月からスタートいたしました中学校給食を含むその割合がどのように変わってきているのか。また、今後の取り組みをどのように進めていけるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、学校給食における地産地消の推進の意義を子どもたちに伝える具体的な取り組みはどのようなになっているのかも御答弁をお願いをいたします。

質問の最後でございますが、コミュニティバスの運行についてお尋ねをいたします。

高齢者や子どもなど、いわゆる交通弱者の足を確保し、生活交通路線として必要なバス路線をどう維持、確保していくのか、都市部や農村部を問わず、全国的にも大きな課題となっております。住民の移動手段の確保は公共交通のあり方として、しっかりと自治体のまちづくり計画の中に位置づけられるものでございます。

平成１６年１２月議会での公共交通のあり方などについての同僚議員の質問に対し、利

便性の高い市民の足の確保について、さまざまな角度から研究してまいりたいとの答弁がされております。この間、バス路線の現状につきましては、6月に開催をされました交通網整備促進対策特別委員会で、バス路線の現状について市内を運行する路線バス38系統のうち、市が助成している17系統の助成額は、年々増加の傾向にあることが報告をされました。また、今年度、実際にバスにアンケート調査票を1カ月間置いて、利用動向を聞くこと、コミュニティバスなどについても「ぶらっとバス」を運行した実績があるので、その辺を検証して、路線バスとの整合性、現状分析と課題、それに対する方向性など、本年度中にできれば出したいとの説明もございました。

特別委員会後、これまでの取り組みにつきましてどのようなになっているのか、御答弁をお願いいたします。

2点目は、市民参画による公共交通のあり方を検討する懇話会等の設置についてでございます。高齢者などが通院や買い物など安心してできるまちづくり、地域の公共交通を守るために何が必要かなど、市民各層の意見の反映がとても大切でございます。

新年度では、バス事業者などとバス路線ネットワーク等のあり方について協議される予算が計上されておりますが、これをさらに一歩進め、利用者の立場から市民が参画できる懇話会等の設置はどのように考えられているでしょうか。お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。大変お聞き苦しかったと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、コミュニティバスの運行についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの取り組み状況でございますが、市内路線バスにつきましては、自動車を運転しない人、みずからの交通手段を持たない人にとって、買い物、通院、通学など日常生活を支える大切な交通手段であると認識しており、これまで自主運行が困難な路線バス、赤字バス路線について助成を行ってまいりました。

しかしながら、利用者の減少が続き、バス路線を維持するための補助金は増加傾向にございます。このため、既存のバス路線を存続させることのみならず、路線の再編や他の交通機関の利活用など、総合的に公共交通体系を見直すことが必要であることから、平成17年に市内バス路線の現状について調査・分析を行い、この結果につきましては、昨年6月、交通網整備促進対策特別委員会において御報告をしたところでございます。

また、昨年6月15日から1カ月間、バス事業者と連携して市内を運行するすべてのバ

ス路線においてアンケート調査を実施するとともに、7月10日に、近年、運行補助額が特に増加しております阿弥陀寺系統とロープウェイ山麓駅系統の2系統につきまして、終日乗降調査を実施いたしました。

まず、アンケート調査につきましては回答数が105人で、女性の回答が75%、年代別では、60歳以上の方が約60%でございました。その中で、バスの利用頻度はほぼ毎日利用する方が約40%、また利用目的は、買い物あるいは通院の方が約60%でございました。自由意見につきましては、増便の要望など運行本数に関する意見が最も多く、35件ございました。

次に、乗降調査の結果につきましては、乗客数が阿弥陀寺系統で129人、ロープウェイ山麓系統で113人あり、その70%以上は女性で、1便当たりの平均乗客数は、いずれの系統も約7人でございました。調査結果からは、女性や高齢者が買い物や通院目的で定期的にバスを利用していることがうかがえました。

これらの分析調査結果に基づき、庁内組織の生活交通対策検討会において、課題や問題点を整理し、今後の方針について検討してまいりましたが、まずは、既存のバス路線維持を前提とした見直しを進めることとし、コミュニティバスなど他の交通手段の活用につきましては、引き続き研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民参画による公共交通のあり方を検討する懇話会等の設置についてでございますが、既存のバス路線の見直しなどを進める上では、バス事業者に加え、利用者の生の声を聞く必要もございますので、関係者と協議を行う場を設けることといたしまして、新年度予算案に懇話会等に関する費用を計上させていただいております。また、この懇話会の委員につきましても、公募を行ってまいり、市民に御参画いただきたいと考えております。

高齢化が進む中で、利便性の高い市民の足としての公共交通機関を確保することは、まちづくりの重要な課題であり、今後、市民の皆様の声をお聞きし、地域の実情に合った、防府市にふさわしい公共交通体系のあり方を検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） 県が新年度急激な過疎化、高齢化に伴う集落機能が著しい低下をしている、そういう地域に対し、緊急的な課題に対応していくためということで、生活交通ネットワーク形成のための支援策を打ち出しております。市内の地域によっては、早急に対策を立ててほしいという切実なものがあるわけですね。市として、今後、市の公共交通のあり方等を検討して、今から従来の路線バスの見直し等も含めて検討していくという、こういう御回答でございましたけれども、具体的な施策を出されるのにどの程度の

期間を見ておられるのか、その点を１点だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） では、私の方から。いつごろまでに出せるかということでございますが、先ほど懇話会を設置して協議をしていただくという方向性を、今、お示しをしたところでございます。新年度の予算につきましては協議会、いわゆる懇話会でございますが、４回程度実施をしたいという予定で今予算をお願いをいたしておりますが、いつまでということになれば、懇話会での協議の進捗状況にもよるわけでございますが、できる限り早い時期に取り組みの方針を出したいということで考えておりますので、時期的にはいつごろというお約束は今はできかねますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） １４番。

○１４番（山本 久江君） 超高齢社会を迎えるに当たりまして、公共交通機関が持つ役割というのは大変重要になってきていると思います。交通不便地域と公共施設、あるいは移動施設、商店街などを結ぶコミュニティバスの導入は、市民の要望が大変多い状況でございます。私どものところにもいろいろな御意見が寄せられております。

全国でも多くの地域で運行され喜ばれていることは、市においても十分つかんでおられるのではないかと思います。市民の声をしっかり聞きながら事業実施に向けてスタートをしていただきたいということを強く要望しておきます。新年度では公募による市民参画も予定されているようでございますので、ぜひ、その中でしっかりと議論をしていただきたい、このことをよろしくをお願いをしたいと思います。

次に参ります。

○議長（行重 延昭君） 次は、新年度税制改正について。財務部長。

○財務部長（吉村 廣樹君） 新年度税制改正についての御質問でございますが、初めに、税源移譲や定率控除等の廃止によります市民税への影響額についてお答えいたします。

御承知のとおり、先ほど議員さん御指摘のとおり、平成１９年度から実施される税制改正の主なものは三位一体改革による税源移譲であり、市県民税所得割の税率が現行の３段階から一律１０％に一本化されたことと、市県民税と所得税とでは、基礎控除や配偶者控除、扶養控除等の人的控除に差がありますので、その差による負担増を調整するための調整控除が新設されたことでございます。

この税源移譲による本市の市民税の影響額は、約１１億９，８００万円の増額と見込んでおります。

このほか、経済状況の改善に伴い定率減税が廃止されておりますが、その影響額が２億５，５００万円の増額。また、６５歳以上の方に適用されておりました、非課税限度額が

廃止されまして、その経過措置としての特例控除、これが１５０万円の増額になるものと見込んでおります。

しかしながら、税源移譲に伴います今回の税制改正では、所得譲与税譲与金が廃止されます。また、市税収入が増額となった分は、御存じのように地方交付税から差し引かれます。また、納税者の税負担について申し上げますと、税源移譲に伴う市県民税と所得税、双方の税率改正等によりまして、平成１９年度から市県民税が増額となった分、所得税が減額となりまして、納税者の負担する税額は極力変わらないように配慮されておるところです。ただし、経済状況の改善に伴います所得税の定率減税や市県民税の定率控除の廃止によりまして、納税者の負担する税額が前年度よりも増えることになります。

このたびの税制改正におけます納税者への周知についてですが、市広報への掲載や税制改正リーフレットの各戸配布、夜間の申告事前相談会の開催、ケーブルテレビの活用など、さまざまな方法によりまして周知を図ってきておりまして、今後も納税者の御理解を得るため、今年６月に納税通知書を発送するまでＰＲを続けてまいりたいと考えております。

次に、市税減免規定の周知についての御質問にお答えいたします。

市税の軽減または免除につきましては、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、貧困により生活のための公費の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限りまして、条例により減免できるものでありまして、市税条例施行規則に減免基準を記載しております。したがって、納税者が台風などの自然災害や火災をこうむった場合には、減免申請をされれば、現地を確認した上で被害の状況に応じて固定資産税や市民税の減免をしておるところでございます。

また、納税者が疾病、失業、倒産などの理由によりまして所得金額が前年の半分以上になったり、かつ生活が著しく困難である場合には、減免申請によりまして、その所持金額に応じて市民税を段階的に減免しております。

その他、身体障害者手帳などをお持ちの方が使用される車両につきまして、一定の要件に該当する場合には、軽自動車税を免除しているところでございます。

減免規定の周知方法でございますが、台風などの自然災害に遭った場合には、その被害対策についてのお知らせとして、市広報に固定資産税や市民税の減免措置について掲載したり、軽自動車税については、市広報の税務特集や市のホームページ、納税通知書に減免措置について掲載しておるところです。市税の減免規定の周知につきましては、今後も主な減免措置について、市広報やホームページ等を活用しながらＰＲに努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） 今、部長の答弁を聞きながら、本当に新年度の市民税負担増がいかにかに大きいものであるかということがつくづくわかったわけですが、しかし、国税庁のパンフレットでは、次のように書かれているんですね。「税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません」と、こういうふうに税金が変わらないかのような説明がされているわけです。一体増えるのか、増えないのか、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、例えば夫婦と子ども2人で年収700万円の世帯を想定いたしますと、この世帯の場合は税負担がどう変わっていくのか、具体例でお聞きした方がいいと思いますので、そのあたりをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（吉村 廣樹君） お答えします。

今の具体例で、年収700万円の標準世帯の比較ということでございますが、夫婦、子2人ということでございますけれど、これは市県民税と所得税を合わせた税額の増減を見てみますと、18年度の市県民税は18万5,800円、それから、18年分の所得税は23万6,700円となって、合計額は42万2,500円となります。それと、19年度の市県民税につきましては29万8,000円、そして、19年分の所得税は16万5,500円となりますので、合わせて46万3,500円となります。比較しますと、18年度と19年度では4万1,000円の増額となりますけれど、この700万円というのは、かなり高額な所得の世帯の部類に属すると思います。

しかし、この増額分ですけれども、市県民税の定率控除の廃止や所得税の定率減税の廃止に伴う増額でありまして、これは税源移譲に伴う税額の増ではありませんので、その辺の御理解はよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） この世帯の場合は、4万を超える負担増になるという御説明でございました。本当に大変な負担増です。ここに財務省の資料から作成されました比較資料があるんですが、これを見ますと、2001年から2007年のこの6年間で所得税と住民税の負担がどう変わってきたかという、こういう資料なんですけれども、年金所得者で夫婦2人、年収400万円の世帯、これで見てもみますと、この6年間で16万4,000円の負担が増えたと、こういう状況にございます。市県民税だけではありません、所得税だけではありません、この負担増は介護保険料等へも影響してくるわけですね。いかにか大変かということがわかります。

昨日も木村議員が国民健康保険料の問題を取り上げましたけれども、今、本当に市民税などを払いたくても払えないという、こういう市民が増えてきております。市民の立場に立って、先ほど御紹介をいたしました市税の減免規定などの周知などを行っていくこと、それから次のような制度もあるんですが、御紹介をしたいと思います。例えば65歳以上の人で連れ合いを亡くした方の場合、老年者控除は廃止されましたから、この老年者控除の廃止が行われたため、寡婦控除が使える場合があるんですね。こうしたことは余り知られておりません。また、障害者控除認定、障害者手帳がなくても、そういう状況にある方の障害者控除の認定など、こういった既存の各種制度を活用して、高齢者の税負担を軽くすることができるわけございまして、こういった制度をぜひ周知徹底をしていただきたいというふうに思います。このことがまた、市にとっても重要なことではないかというふうに思います。

ことしの6月の担当窓口は、昨年以上に問い合わせ等殺到するということが考えられます。ぜひ、税の負担増に苦しむ市民の立場で対応していただきたいと、このことを要望いたします。この項につきましては終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 次は、子育て支援について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） では、子育て支援についてお答えをいたします。

まず、保育料の軽減でございますが、本市の保育料基準額は、国が示しております保育料徴収基準額の所得階層区分や年齢区分をさらに細分化するとともに、各区分の保育料単価も低く設定しており、可能な限り保護者負担の軽減に努めております。

平成17年度の場合で申し上げますと、国の徴収基準額に基づく保育料総額は7億1,549万8,000円となりますが、市の保育料は5億8,259万4,000円となり、差し引き額1億3,290万4,000円の軽減措置を行っております。また、県制度の多子世帯保育料等軽減事業が適用される3歳未満で3人目以降の児童につきましては、防府市では186人の児童を対象に保育料3,343万1,000円の負担軽減をいたしております。厳しい財政状況の中、限られた財源で児童福祉諸施策に取り組んでおりますので、さらなる軽減措置は考えておりません。御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、父子家庭の医療費助成制度でございますが、母子家庭との公平性を欠いているということは十分理解をしております。新年度予算の中では、防府市独自の新規事業として、父子家庭へ家事支援を行う父子家庭支援事業を計上いたしております。医療費助成制度につきましては、母子家庭との公平性という観点から、今後、市長会等を通じ、県あるいは国に対し制度の充実を要望してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） 部長から答弁をいただきましたけれども、市独自でも確かに階層の区分を細かくするなど努力はされているということはわかっておりますが、しかし、若い子育て世帯にとって大変保育料が高いという、こういう問題はぜひ、もうこれ以上できないという答弁でございましたけれども、ぜひ検討していただきたいと、よろしくお願いをいたします。

また、安心して子どもを産み育てることができる育児環境の充実を図るために、現在第3子以降の3歳未満児のいる保育料の軽減が行われております。ただいま部長から御答弁の中で紹介がございましたことですが、少子化対策という観点に立てば、第3子と言わず、第2子からの支援が必要ではないかというふうに私は考えますが、国も改善の方向を一定程度打ち出していると聞いておりますけれども、市として、より充実をした内容を検討していただきたいんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 第2子からの軽減ということでの御提案でございますけれども、これにつきましては、今の保育料の基準表そのものが、国の基準に対して、市の方として負担を軽減するためにいろいろな考えを中に挿入しております。したがって、2子からの軽減ということだけを取り上げては、現状では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） それでは、もう1点お尋ねいたしますが、2006年に所得税の定率減税が半減したことの影響が、今度は2007年度の保育料に及ぶことが心配をされております。保育料は、御承知のように、前年の所得税額で決まりますので、所得に変化がなくても定率減税が20%から10%に半減したために、2006年の所得税額は、それまでの8分の9倍に増えた計算になります。そうしますと、所得は変わらないのに、収入は変わらないのに、今までの保育料の基準表でいきますと、自動的に保育料が増えるという、こういう状況になるんですね。

厚生労働省が、昨年12月に階層区分の区切りとなる税額を8分の9倍にして、定率減税半減が保育料に影響しないように、こういう基準表をつくって、市の方にも通知があったかと思いますが、国の基準はあくまでも参考基準でありまして、市の対応が求められるわけですが、例えば夫婦ともサラリーマンで、夫の年収が200万円、妻180万円、そ

して３歳未満児が１人の場合、夫婦合わせた所得税額を計算してみますと、６万２，４００円でした。ところが、定率減税半減で７万２，０００円になったわけですね。そうしますと、平成１８年度の市の保育料の基準額でいきますと、４Ｂの階層から５Ａ階層に上がります。そして保育料は、収入は全く変わらないのに、年額で１０万８，０００円も増えることになるんですね。こうしたことのないように、基準額表というのを見直していただきたい。国も変える方向で来ましたから、ぜひ、市もそのあたりの対応をしていただきたいと思いますが、この点いかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） ただいまの議員の御質問でございますけども、実は、国は議員の申されました定率減税の縮減に伴いまして、平成１９年度から保育料徴収基準額表と徴収基準額の多子軽減を拡大するという事で改正を行っております。本市におきましても、これに準じた改正を行うことといたしております。したがって、現在のところ、確かに議員がおっしゃるように、そのままでありましたら保育料が増えるんですけども、１９年度につきましては市においても改正を行いますので、増額の影響を受ける世帯は今のところございません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） １４番。

○１４番（山本 久江君） 確かな御答弁いただきました。ありがとうございました。

広島県の福山市が、いち早くこの定率減税半減による影響をなくして、その分による保育料の増額はしないということを打ち出していたんですが、防府市でもそういうふうにしていきたいという御答弁でございましたので、次の質問に移ります。

母子家庭医療費の助成制度についてですが、平成１８年度で対象となる父子家庭はどのくらいでしょうか。そのあたり、ちょっと数字を教えてくださいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 対象となる父子家庭ということでございますが、現在、私どもで想定しておりますのは、約２２０世帯でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） １４番。

○１４番（山本 久江君） この問題は昨年も取り上げてさせていただきましたけれども、市の方でもひとり親家庭の福祉策として自立支援をお願いをしたい。市民参画でつくり上げました、市政運営の基本となっております総合計画後期基本計画では、父子家庭であろうと、母子家庭であろうと、同じひとり親家庭の福祉施策として充実をしていくと、これ

が後期基本計画にきちっと打ち出されているわけですね。この姿勢をぜひいろいろな制度の中で母子と福祉のバランスがとれてない部分、たくさんあると思うんですね。そのあたりぜひ、ひとり親家庭の福祉として位置づけられるように、今後とも取り組んでいただきたいということを強く要望いたしておきます。以上です。次の質問に移ります。

○議長（行重 延昭君） 次は、地産地消の推進について。教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 小・中学校給食への地場産食材の利用についての御質問にお答えいたします。

学校給食に使用する食材につきましては、現在、小学校では学校栄養職員、養護教諭が八百屋、スーパーなどから、給食センターは食材登録業者による入札で購入しております。できるだけ多く市内産の食材が使用できるように、防府青果市場の市場月報などを参考にしながら、その時期に合った旬の食材を使用するようにしておりますが、限られた給食費や青果市場での野菜の価格、取扱量を考えますと、多くの食材を市内産で求めることは難しい面もございます。

ちなみに、平成19年1月22日から26日までの地場産食材利用状況調査では、野菜・果実・魚介・肉類など総食品数に占める地場産の割合は、小学校と中学校を合わせて、市内産を含む県産品の割合が27%、うち市内産は半数の13%でございました。これは、県の調査基準が主食である米も1品目としてカウントされたため、このような数値になっておりますが、現在、小学校及び中学校では米を全量市内産で、加えて中学校でタマネギをおおむね市内産で賄っております。そのほか白菜、大根、ネギ、ホウレンソウ、キャベツなどの野菜におきましても、可能な限り市内産を使用するようにしております。引き続き農業関係者と連携を図り、できる限り地産地消を進めてまいりたいと考えております。

次に、地産地消の推進の意義を子どもたちに伝える具体的な取り組みにつきましては、地元でとれた新鮮な野菜などを子どもたちに食べさせることにより、学校給食の安全・安心はもとより、地域への理解、家族や郷土を愛する心を育てることにもつながると考えますので、毎月保護者に配布する学校給食だより、学校栄養職員による食の指導や、今後、地元食材を使った「地場産給食の日」を設けるなど、地域と食材、食文化などについて発信してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○14番（山本 久江君） 今後、引き続き努力をしたいという、こういう御回答であったかと思いますが、山口県が平成17年7月から11月まで地産地消に関するアンケートを行っております。有効回答が2,051あったそうですが、この中で、こういう質問が

あるんですね。「あなたは、ふだんの買い物や食事の際、地産地消を意識していますか」、
こういう問いに対して、「大いに意識をしている」という回答が消費者では44.4%、
生産者では77%、「少しは意識している」が消費者は46.6%、生産者は20.2%、
回答者全体で、ふだんの買い物とか食事の際に地産地消を意識している方は、「大いに意
識」、「少しは意識」を含めると回答全体で91.5%、大変やっぱり地産地消という、
こういう問題に対して関心があるわけですね。学校給食にもぜひ、こうした声を反映して
いかなければならないというふうに思っております。

学校給食では、やはり食材のある程度の量の確保が必要となりますから、生産者や関係
機関の連携が極めて大事だというふうに思いますので、ぜひ積極的にそのあたりを取り組
んでいただきたいということを要望しておきます。

それから質問に入りますが、昨年5月、防府市地産地消推進計画が策定をされました。
我が市における3年間の地産地消推進の基本方針が示されているわけですが、市民が地元
の農産物に親しみを感じて利用できるように、各関係機関との連携をとりながら、実践目
標を掲げて、これ私は見ましたけれども、非常に積極的な内容となっております。

一方で、昨年7月に農水省から「地産地消の実践的な計画策定における食育などとの連
携による地域の取り組みの一層の促進について」という、そういう通知が出されておしま
すが、その内容は、「地産地消推進計画については食育推進基本計画などを踏まえたもの
とすることが重要である」という、このことが示されました。そして、学校給食への地場
産物の使用について、使用割合の積極的な目標の設定を求めています。市の地産地消計
画に学校給食への地場産物の積極的な目標の設定を求めているわけですね。この地産地消
推進計画は、国の通知によりまして、地域の実情あるいは目標達成状況に応じて毎年見直
すことになっておりますが、今後、計画の見直しについてどのように進めていかれるのか、
そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 地産地消の推進計画でございますが、昨年5月に策定
をしております。今、3年ごとに一応見直しを図るということにしております。今、議員
御質問にありました食育の基本計画、これは昨日、田中議員さんの御質問で御答弁申し上
げておりますように、まだいつ策定をするか等々含めまして、まだ具体的にはなっており
ません。しかしながら、地産地消の推進計画をまた、改正していくときには、ぜひともリ
ンクした形で取り組んでいきたい、また、新たな計画を立てていきたいというふうに考え
ております。

○議長（行重 延昭君） 14番。

○ 14 番（山本 久江君） 国の食育推進基本計画、これを私も読まさせていただきましたけれども、食をめぐる現状が危機的な状況にあるという認識ですね。そして、これを解決をしていくためには、地域や社会を挙げて国民運動として食育に取り組むと、こういう計画になっているわけですね。非常に国が強い姿勢を示した内容となっております。

ですから、市で計画をつくる場合、まさに全庁を挙げた取り組みが必要であるというふうに感じておりますし、生産者、こういった方々の御意見、市民各層の御意見が大変重要であるというふうに思います。今後、市の食育推進基本計画を立てていく必要があると感じておりますので、そのあたり、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに要望しておきます。

また、地産地消は新鮮で安全・安心な農産物が地域市場に供給されるだけでなく、生産者と消費者の交流とか協力による、まさにこれは地域づくりなんですね。ですから、こういった観点からも防府市の地域再生の柱として、地産地消をしっかりと位置づけていただく、このことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。大変失礼いたしました。

○ 議長（行重 延昭君） 以上で、14 番議員の質問を終わります。

○ 議長（行重 延昭君） 次は 13 番、三原議員。

〔 13 番 三原 昭治君 登壇 〕

○ 13 番（三原 昭治君） 新人クラブの三原昭治です。通告に従いまして、次の 2 件について質問いたします。当局におかれましては、誠意ある前向きなやる気のある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、1 点目は、行政改革の一環として、各種証明書の自動交付機の導入について質問いたします。

防府市は平成 13 年度から、他市に先駆けていち早く行政改革に取り組み、その成果、効果を上げているところであります。さて、松浦市長はこの行政改革の取り組みについて、先ほどの平成 19 年度施政方針演説で、内部経費の見直しをはじめとする行政改革の断行に今後も全力で取り組んでいきたいと述べられました。

そこで、その強い決意の行政改革の一環として、証明書交付にかかわる窓口業務の事務の効率化、事務作業の軽減による経費の削減と、加えて市民サービスにつながる施策として、住民票の写しや印鑑証明などの各種証明書を発行する自動交付機を導入し、設置してはいかがでしょうか。この自動交付機については、通常の窓口取扱時間に加えて、時間外や土曜、日曜日、祝日などの閉庁時にも証明を交付することができ、市民サービスの向上

にも大きくつながります。また、総務省から設置場所の緩和に関する通達も出され、市役所の本庁をはじめ、出張所や公民館、また郵便局などや民間のスーパー、ショッピングセンターなど商業施設にも設置することが可能となりました。

この証明書の自動交付機を導入し、積極的に活用、運用して、市民の利便性向上、内部経費の削減と市民、行政の便益につなげている自治体も多くありますが、自動交付機の導入について、防府市のお考えをお聞かせください。

2件目は、環境問題について質問いたします。環境問題につきましては、一般質問で同僚議員がいろいろ説明しておりますので、私もいろいろ質問したいと思います。

2005年8月、アメリカ南部を襲った超大型ハリケーンのカトリーナによって、全米で約1,800人の命が奪われました。また、2006年にフィリピンを襲った台風では、1,000人以上の死者を出しました。一方、日本でも近年、洪水や竜巻が多発し、大きな被害をもたらしています。これらの大きな原因として、異常気象による地球温暖化が専門家によって指摘されています。

産業革命後、人類は地下に眠っている石炭、石油などの化石燃料を大量に消費してきました。地下に眠っていれば、当然燃えることのなかった化石燃料を人間がわざわざ掘り起こし、燃やしたことで地球上の二酸化炭素が急増いたしました。そのガスに阻まれて、太陽熱はほとんどが宇宙に出られず地球にとどまり、気温が上昇し、地球温暖化現象をもたらしています。

この温暖化を裏づけるかのように、地球の気温は2005年に観測史上最高を更新しました。日本も記録的な暖冬でさまざまな異変が各地で見られ、熊本では夏の風物詩の蛍が舞い、東京では1月1日の元旦にヒマワリが咲いたと、奇妙な現象がニュースで話題になっていました。また、ことしの冬は雪不足のため、全国各地のスキー場では閉鎖が相次ぎ、都心では雪が降らず、このまま冬が終われば、1876年から開始した観測史上初の積雪ゼロを記録するということになります。こうした温暖化により地球のバランスが崩れ、ますます異常気象が起こって地球の危機を招くことになります。ある専門家によると、今後100年で地球の平均気温は急上昇し、6.4度も上昇すると言われています。もしも温暖化が続き、仮にグリーンランドの氷が解けて海に流れ込んだとしたら、海面は60センチ上昇すると予測する専門家もいます。

この対策として二酸化炭素の削減が叫ばれていますが、アフリカや東南アジア諸国では、二酸化炭素を吸い取り、酸素を供給する森林を次々に伐採しているのが現状です。何と浅ましく愚かなことでしょうか。この状況を防ぎ、改善するには、我々一人一人が地球を守るための行動を起こすしか、ほかに手だてはないと思います。

地球サミットで、事務局長がこの最悪な状況に対し、「我々にはチャンスがある。しかし、これまでと同じ過ちを繰り返す時間はない」とメッセージしております。さて、市が策定した環境基本計画には、地球の現状や環境問題への取り組みなど、るる明記されておりますが、やや実行性に欠けるのではないかと私は思っております。

そこで提案ですが、まずは市が、市民が、今からすぐにでも手軽に取り組める施策として、大切な人類の命である森林を守るために、日常何げなく使っている使い捨ての割り箸をやめ、市民一人ひとりが自分の箸を携帯するという「マイ箸運動」を取り入れてはいかがでしょうか。私も既に家内と２人でいつもマイ箸を携帯しております。どこに行くのもこれを使っております。それには、まず一番大切なことがあります。それは、行政が率先垂範して取り組むことではないでしょうか。

環境基本計画においては、市民に「こうしましょう」、「ああしましょう」と投げかけるばかりではなく、行政がみずから率先垂範し、市長をはじめ、皆さんがマイ箸運動を行おうではありませんか。そこから、我々が地球を守る第１歩が始まると思います。この提案につきましてのお考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 質問の途中であります。ここで昼食のため、１３時まで休憩をいたします。

午前１１時５４分 休憩

午後 １時 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

１３番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） １点目の行政改革についての御質問に、まずお答えいたします。

行政改革の一環として、住民票の写しなどの自動交付機を導入してはどうかとの御質問でございますが、自動交付機は県内では周南市、光市、下関市の３市で導入しておられるようでございますが、発行する証明書等の種類や使用するカード、交付機の利用可能日、利用可能時間帯、また交付機の利用率についても、各市でそれぞれ異なっておるようでございます。

昨年の１２月議会でもお答えいたしましたように、住基カードとの関係や機器導入の際の高額な経費、あるいは維持管理費など費用対効果を勘案し、現時点では自動交付機の導

入は考えておりませんが、今後とも電子市役所の推進や行政サービスの向上という面から、調査・研究は続けてまいりたいと考えております。

なお、土・日・祝日を含めた時間外での対応につきましては、本市では昨年３月より山口電子申請サービスがスタートし、本市においてもパソコンからインターネットを使って２４時間３６５日、住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、納税証明書等の交付申請が可能となっておりまして、交付物は時間外には宿直室で受け取ることができるようになっております。

さらに、本年３月１日からパソコンが使用できない方も利用できるよう、電話予約制度を開始し、住民票、印鑑登録証明書については、土・日・祝日や平日の午後５時以降に宿直室での受け取りが可能となりましたので、平日の開庁時間内に来庁することが困難な方々の利便性が向上しており、現に多くの方々からお褒めのお言葉をちょうだいしておるところでございます。

次に、環境問題についての御質問にお答えいたします。

平成１７年度における温室効果ガス排出量は、京都議定書の規定による基準年、１９９０年の総排出量を８．１％上回った１２億６，１００万トンとなっており、中でも二酸化炭素は基準年と比べますと、１３．３％増加しております。

せんだって公表された気候変動に関する政府間パネル、ＩＰＣＣ第４次評価報告書によれば、温暖化は予想をはるかに超えるスピードで進行し、その影響も顕在化しつつあり、気候は急激に変化しております。この気候変動が人為的温室効果ガスによるものであることは、科学的に疑う余地がなく、温室効果ガスの大幅な削減に向けて直ちに行動を開始する必要があります。温暖化防止のかぎは私たち自身が握っているとして、科学者からの国民への緊急メッセージが発せられたところでございます。また、温室効果ガス６％削減約束のうち３．９％相当が森林の二酸化炭素吸収量により確保することが目標とされております。

このような状況下で、手軽にできることから始める温暖化防止対策としてのマイ箸の実践をとの御提案についてお答えをいたします。ちなみに、私も就任以来ずっとこのようにマイ箸を実践をいたしております。洗うのも自分で洗っております。

今、日本では１年間に２３０億ぜんの割り箸が使われておりまして、国民１人当たり平均２００ぜん近くの割り箸を使っていることになります。これらはおおむね２０％が家庭用、１５％が弁当用、６５％が飲食店での利用と推定されております。また、日本で使用される割り箸の実に９０％が中国から輸入されている状況でございます。割り箸は低利用材や間伐材の有効利用と林業の促進に重要である、あるいは森林破壊を促進し、二酸化炭素の吸収源としての森林環境の破壊を助長するという主張対立で議論が行われたこともあ

りますが、割り箸は木材でつくられるため、使用量を減らせば環境に与える環境負荷は、当然その分確実に効果はあると考えます。

地球温暖化問題が危機的な状況にあり、使い捨て消費型のライフスタイルを見直し、一人ひとりの日常生活での小さな取り組みの積み重ねが求められている現在において、メニューの一つとしてマイ箸運動を進める必要があると考え、現在策定中の環境家計簿の「“もったいない”の心をもって、ものを大切にしましょう」の項の中に「割り箸からマイ箸に」を行動目標として盛り込みたいと考えております。

なお、行政が市民に先駆けて範として実践することにつきましては、防府市役所環境保全率先実行計画の行動プログラムに盛り込みたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 自動交付機につきましては、今は考えていないと、今後、調査・研究したいという答弁だったと思います。それで今は考えていないという理由の中に利用率、高額なコストがかかる、コスト、維持管理費等が挙げられておりました。答弁の中に県内の3市が出てきたと思いますが、その3市の状況を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 私の方から、今、県内3市の状況ということでございます。

まず、先ほど市長が答弁申し上げましたように、下関市、それと周南市、これは旧新南陽市でございます。それと光市、この3市が既に実施といいますか、設置をしておられます。私が今持っている限りにおきましては、いずれも本庁のロビー、それと下関市等におきましては——本庁のロビーということでございます。それと支所等にも置いておられるようでございます。設置状況については以上でございます。（「利用率」と呼ぶ者あり）

利用率につきましては、今、資料は持っておりません。いずれにしてもそんなに高い数値ではないと、このように認識をしております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 答弁の中にこれまでも調査・研究をされてきたと言われましたので、利用率等の数値を私はお尋ねしたのでございますけれども、たしか一般質問の事前の打ち合わせの中では、職員の方の利用率の数値の中に旧新南陽市が3%、下関市が0.2%、光市が20%と、たしかこのように聞いておりますが、部長はないんですね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） ちょっと資料が見当たりませんでしたので、再度申し

上げます。

下関市につきましては、利用率が住民票 0.2%。それと周南市におきましては住民票と印鑑証明、これは 3% 程度と。それと光市におきましては住民票が 8%、印鑑証明 19%、このような率であるという状況でございます。

以上です。申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 13 番。

○13 番（三原 昭治君） 実は、私は質問に当たっていろいろ調べるわけでございますけれども、それではかなり違っているようにも思います。ちなみに、先ほど旧新南陽市が 3%と言われたと思いますが、新南陽市の場合は住民票が 13.4%で、印鑑証明が 24.4%、下関は、1 日本庁 10 件ぐらいの利用だというぐらいのことしかありませんでした。それと光市の場合は、5.9%ということでした。

それで今、研究してきた中で見られたのは県内の 3 市だけですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） そのとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 13 番。

○13 番（三原 昭治君） 県内の 3 市だけということで、では、どうしてこれがこんなに低いかということを研究されましたか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 私の方が今、多分こうではなからうかと思いたのですが、まず自動交付機を設置するに当たりましては、別途国の方が実施を推奨いたしております住基カード、こういったもののいわゆる自動的に交付を受ける際の認証番号とかそういったものを入れたカード、こういったものの普及を推進する必要があるのではないかと、そういうものの率とかそういったものがいろいろあって、それともう一つは、市民の方が確かに利便性というのがありますけれども、それぞれの市におきましては、状況の差はありますけれども、市民課というものを全部持っていると。全体の必要数、いわゆる発行を必要とする場合に、わざわざ自動交付機で、市民の感覚でございますけれども、自動交付機に行って自分でそういう暗証番号等々打って、それを交付するのと直接窓口に行って交付を受けるのと、その辺の市民における感覚がまだその利便性の認識というものが十分ないのではないかなと、このように私どもは考えておるところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13 番。

○13 番（三原 昭治君） 住基カードとの兼ね合いがあると。そこで一つ考えていただ

きたいのが、住基カードを普及するためにどうしたらいいかということを考えていただきたい。住基カードが普及しないからこれは要らないんだよという考え方なのか、住基カードを普及するために、行政サービスとしてどういうものがあるかという一つの手法を、やはり考えるべきではないかと思います。

そしてもう一つ、感覚の違いということを言われました。やはり感覚の違いを誘導するのは行政ではないでしょうか。また後で、箸のことをやりますけれども、それも同じことで、基本計画でいろいろたっております。「何々しましょう」、「何々します」、これまでにいろいろなことで市民に投げかけてきたことが、実効性が余りなかったような気がします。率先してやっぱりやるべきです。

それと、どういう点が伸びない理由かということですが、県内３市の場合をいろいろ聞いてみますと、下関の場合は、住基カードの事業の開始前に、国の方からモデル事業として指定を受け、やっております。担当者に聞きましたら、ほとんどＰＲしたことはないという状況です。それと周南市は住民票１３．４％、印鑑証明は２４．４％と、まずまず利用があります。これは聞きますと、利用が年々増えていると。

しかし、光市も同様なんです、導入したときだけいろいろＰＲしました、その後はやっておりますと。要するに、物は入れたけれども、それを活用、運営することを全く行政がしていないから、これが今言った３市の結果なんですよ。そのところを少し認識をしていただきたい。

先ほど住基カードのことを言いましたけど、北海道の長沼町、ここは住基カードの普及率は全国１位です。たしか３３％ちょっとですかね。この前、その町長さんがある雑誌にも載っておりました。私、気になるので電話してみました。いろいろ聞いてみました。とにかく使ってもらうためには、使うだけの利便性がなければ意味がないと。でき得る限り行政のいろいろな分野において、住基カードで対応できるようにしているということでした。卵が先か、鶏が先かと同じ内容となるとは思いますが、ぜひその点を一生懸命、サービスの提供をナビゲーターするという部分ですね。担当の職員、これはアオノさんという３５歳の方、この方がすばらしい言葉を発せられました。この人は今、ＩＴ関係をすべて担当されていると。昨年の８月から交付機を入れたということで、その人が電話口で言った言葉が「普及、啓発する職員の気構えが一番大切です」と、「気構えがあるかないかで、そのものが無用の長物になるかならないか、それで決まってきます」と。

今、前述しました県内の３市については、その気構えは全く私は見られません。電話で聞いても、やっておりますよというぐらいの程度です。これでは、何も私はできないのではないかと思います。だから、そういう点について、なまじ調査・研究されるなら、や

はり「なぜ」という言葉をテーマに、なぜこうなのかということです。

もう一つ、これはちょっと市長さんにお尋ねしたいんですけど、昨年オープンしました再開発ビル、ルルサス防府、たしか設置前に、市長さんは青森市に再開発ビルの視察に行かれたと聞きましたが、それでよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） あれは、街なかにコンパクトシティを目指すという佐々木市長のお考えを実践しておられる都市ということで、ちょうど５月の連休を利用して、図書館の見学を主に行ってきたようなわけであります。それが私のその後の政策判断の大きな材料になったというふうに御理解いただけたらと思っております。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（三原 昭治君） つまり先進地を視察して、その後市長さんの施策の中に取り入れていったということですね。ということは、先ほど部長が言われた新南陽市、下関市、光市は全く先進地ではありません。やはりものに取り組むときには両面から、先進地も見る、そして今、これは後進地と言っていいのかどうか分かりませんが、こういう実態も見る。それぞれをなぜというので結びつけると、なぜこんなに普及しているのか、なぜこんなに普及していないのかと、そういうところが大事なのではないですか。だから、「今は考えていない」という言葉よりは「考えない」に私は聞こえるんです。たしか、同僚議員もこの問題に対して２人ほど質問しております。恐らくその後、調査・研究は余りされていないように私は思います。それは返事はいいです。

それで今、全国的に調べてみますと、すごく普及率がいいところがあるんですよ。先般、観光の特別委員会の方で行った奈良県の橿原市、これなんかは住民票に係る普及率が約４０％、印鑑証明は８０％を超しているんです。ここにも電話してみました。やっぱり取り組みがすごいですよ。いろいろな手法があるということを聞いております。例えば、総務省にも電話してみました。いろいろお話をしました。全国の例をいろいろ聞いてみますと、一番効果的になっているのが自動交付機を使えば窓口より安くなると。銀行のＡＴＭ、振り込みと一緒にです。これはもう実施している自治体も多いと。つまりサービス化を図れば、大体全体の２倍以上に上がっていると。そして、やはり職員がいわゆるＰＲに積極的だと、そういうところに先ほど言ったような県内の３市においては、本当に電話して——今度してみて、わかりますよ、やる気ないわというのが、飾りで置いておるんだというのがわかります。そういうところもぜひ、後ろを向いて歩くのではなく、どこかで聞きましかつ、前向いて進んでいっていただきたいと思います。

それで次ですが、高額なコストがかかるという部分ですが、どのぐらいのコストがかか

るんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） これも今、私が手元に持っている資料でございます。前回のときに一応私の方も調査をさせまして、載っておる金額ということで、前回のときには本庁に自動交付機を置いて時間外も対応する場合ということで、いろいろなものが、交付機、ソフトウェア、サーバーとかそれぞれ設置費、こういったもの、あるいは年間の保守料、そういったものも含めて、その当時では、あくまでも概算でございますけれども、5,000万円から5,600万円ぐらいかかるであろうという数値を前回のときに持っておるわけでございます。ただ、その担当におきまして、その後いろいろ担当レベルにおきまして調査等もやっております。最近のいわゆる市場と申しますか、状況等を再度調べましたところ、この半分ぐらいで今の段階では入れられるのではなからうかなと、こういう調査結果というのは、これはあくまでもやるという、今の段階で申しわけございません、あくまでも参考調査ということで私も承知をしておるわけでございますけれども、3,300万円から4,000万円ぐらいで設置ができるのではなからうかなと、このように私どもとしては考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 2点ほどちょっと、その価格のことで終わらせたいと思います。

先般、私、大阪の箕面市、アウトソーシングを積極的に取り入れているという先進的な市に行ってまいりました。そこで、ここは本庁、支所等にも自動交付機をいち早く、たしか平成13年に入れております。最初的时候、当初は大変低く、住民票が6.3%、印鑑証明が15.6%というのでスタートしました。平成10年度からスタートしております。昨年、18年度末、印鑑証明約40%、住民票が約16%、どんどん向上しているということ聞いております。

どうして、なぜ、どんどん増えて向上しているんですかというお尋ねをしました。やはり、先ほど言われたように大変な努力をしています、一生懸命ですよ。いろいろなことで自分たちが知恵を絞って、汗をかいて、たしか施政方針演説の中にも、「知恵と工夫により」という文言が入っていたと思います。いかに使っていただくか、いかに利用率を上げるかということに対してすごく真剣ですよ。いろいろなお話をしました。最後に「仕事は楽しいですか」と私が尋ねたら、「楽しいですよ」と。年齢を聞きますと、3人対応してくれましたけれども、1人は課長さんでした。2人が30ちょっとという話だったですね。

すごく目が輝いておりました。

それで実は、箕面市は彼らがコスト計算というのをやっております。これまでの利用率からいろいろなコスト計算をしております。これは3台分のコスト計算です。また、これをお渡ししますけれども、参考にとということでコスト、導入経費すべてをひっくりめて3,465万円、保守費4,173万円、結局7,638万円ですか、7,000万円ちょっとかかります。これは3台分ですよ、3台分。1年間にすると、3台分で763万8,000円というのを出しております。なぜこんなに安くできるのかというのを尋ねたんですよ。やはり真剣に取り組む姿勢の中で、いろいろ全国を調べたと、どうしたら安く手に入るかと。大概こういう機器というものは、ハードの部分とソフトの部分がセットです。ということは2倍ですよ、これは。彼らが見つけてきたのはハードだけをつくってくれる会社を探してきました。そして、ソフトだけはないかと探しました。これは九州にあったと。そこをお願いしてつくってもらったと。コストがすごく安く、今言うだけでもすごいでしょう、3台で。それが実現できたと。

では、どのくらい効果があったのかと。ベネフィットというんですか、便益。便益も資産です、行政の便益。単純に窓口業務で受けて、打ち出してお渡しするという、その部分を出しておりますが、これが1,200万円。住民の便益、会社を休んでとりに行く、そういういろいろな過程の中で計算されているわけですが、これが3,500万円、合わせて4,800万円の便益があると。差し引きすれば、約4,000万円の効果が上がっていますよと。箕面市さんはちょっと給料が本市よりいいもので、職員の平均年収が約800万円です。5人分変わりましたよという話を聞きました。

それと、もう一つ参考に、これはどんどん、私はやる、やらないは一番最後の結論でいいと思うんですよ。その過程をもっと大事にしてほしいということで、今お話ししております。また、これは私自身もいろいろ調べてみましたら、今、300万円の小型自動交付機というのがあります。これはNECが出しています。たしか防府市のホストコンピュータ等はNECだったと思います。それでNECさんの担当に電話してみました。いろいろ話す中で、どのくらいでできるんでしょうかというお話をしました。「防府市さんの場合はNECのホストコンピュータということで、他の会社ではないということでお安くできますよ」ということで、当初の設置、稼働までですべてを入れて約2,000万円弱。これは大体10年のスパンで考えるんだそうです。というのは、保守の部品とか、そういうものの交換が10年あると。年間200万円ですよ。それで保守料は幾らぐらいですかと。これはまた、お話の中でいろいろあると思いますがという話で、大まかにお幾らでしょうと聞きますと、200万円弱ぐらい。200万円にしても年間400万円でこれが導

入できると。それと今、総務省が新しいメニューをつくったのは御存じでしょうか、自動交付機に関する点。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 新しい制度と申しますと、今まではいわゆる自動交付機の設置場所に規制がありましたけれども、それが制度改正で、いわゆる基本的な条件を満たせば、基本的にはどこにでも置けますよという、そういう制度改正というものの、私はそれぐらいしか知りませんが。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 新年度からの補助事業の対象にしております。ただし条件が1つ、住基カードを使うということで、住基カードの普及をねらった補助事業なんですけど、住基カードがいい悪いは、ここの段階ではいいんですけど、2分の1の上限5,000万円というのをメニューに入れております。総務省の方が教えてくれたんですけども、そういうメニューもあります。

たしか市長さん施政方針演説の中で、行政品質向上推進事業に取り組むんだということで、その中に民間企業における経営の視点で行政システムの革新を図ると。やはり、そういう感覚で、この自動交付機1つも取り組んでいただきたい。やはり大変なかな行政マンの方が民間感覚になるというのは、並大抵のことでは私はないと思います。来年度からそういう講習が開かれたり、いろいろあると聞いておりますが、ぜひこういう観点に立って、ただ絵にかいたもちではなく、やはり実効性のあるような行政品質向上推進事業というものに取り組んでいただきたいということを思います。

そして、先ほども申しましたが、施政方針演説の中に「地方分権社会を迎え、自治体みずからがその知恵と工夫により」と、知恵と工夫により何事も対応していただきたいと思います。やれるかやれないかは本当に最終的な結論であって、その過程の中で気持ちが入っていなければ、これはもう最初からだめだということに私はなと思います。やる気を出せばものが変わります。やる気を出せば人が動きます。やはり、何事の事業においてもやる気というのが一番大事だと思います。この件については、今後、研究・調査されるということで、その中で、もしよろしければ、私も参考になればいろいろなことをまだ調べておりますので、お話しさせていただきたいと思いますので、頑張って、やる気を出して、元気を出してよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ、次を。13番。

○13番（三原 昭治君） ちょっとしーんとしたような感じがしましたが、先ほどの答弁では、市長さんが箸を出され、大変私はうれしく思います。やはり仲間が、同志がい

るんだなということで心強く思っております。先ほど私が質問した後、同僚議員から「本当に持ちちょるんかね」という疑惑の言葉があったわけでございます。

実は、私はもう一つ、私は愛されているもので愛妻弁当を持ってまいります。いつもこのお弁当の中にちゃんと箸が入っております、ということを皆さんにお伝えしておきます。

それで、先ほどの環境家計簿の行動目標の中に、また市の行動プログラムの中に織り込みますよという前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、国民１人当たりが消費する割り箸の本数が２００億以上あるということでした。国民全体で年間が２３０億円と言われましたが、これは数字はいいんですけど、私が調べたのは２５７億ぜんという、これは「ネットワーク地球村」という環境問題を考えるところが調査した結果なんです、そういうものが出ております。

そこでクイズではありませんが、この２５７億ぜん、木材を割り箸にしているわけですよ。それを標準の木造住宅２階建てを建てるとしたら何棟建つと思います。市長さん、せっかく箸を出されたから、市長さんちょっと……。恐らく皆さんだれも見当がつかないと思います。２万棟です、２万棟ですよ。６年たてば、防府市民が１つずつ家を建ててもらえる。これほどの消費をしております。これは私、防府市民を１２万として換算いたしました。年間消費量が２，４００万ぜん、莫大な数字ですよ。

そこでちょっとお尋ねしますが、小・中学校の給食の箸はどのようになっていますか。お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 小・中学校の箸は割り箸ではございませんが、小学校の方の箸が、ガラス繊維強化樹脂の、通称「ハイロン箸」と言っているそうですが、その箸を使っております。中学校の方は木製でございます。木の種類がシラカバですかね、カバの木を使った木製の箸を使っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（三原 昭治君） それでは、再利用されているということは、これは大変全く結構なことなんですけれども、この小学生・中学生が今、給食で使っている箸をマイ箸にしたら、どういう効果が出ると思いますか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 当然、今、使っている箸をのけてマイ箸でということですが、数量的なものは私もよくわかりませんが、当然、そのあたりも御家庭の方でそれぞれ準備されるという形での効果というのは感じられるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 私はなぜそれを今、尋ねたかといいますと、恐らく私が小学生だったらと考えたとき、今までは学校に行くのに学校給食に箸を持っていかなくて済んだ。では、市が全体で取り組もうという行動を始めたときに、小・中学生も対象ですよと、ある日突然朝起きたときにお母さんから「箸を持っていきなさい、あんた」、子どもは何と答えるでしょう、「なぜ箸を持っていくの」。やはり環境問題への取り組みは、僕はそこから始まるのではないかと思います、なぜというところですね。そこでやはり環境問題に対する認識・意識というものが芽生えてくるのではないかと思います。ぜひ小・中学校の給食もマイ箸でやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

それで今、まだまだ短い時間に箸の話をしたしましたが、すみません、部長さん、箸は。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 実は私も、マイ箸使っております。議員がこの質問をされるということで、課の中で、いいことではないか、やろうではないかということで、早速取り組んだ次第でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（三原 昭治君） 市長が就任当初に言われた言葉を僕は鮮明に覚えているんですが、「気づき即実行」（「時間は」と呼ぶ者あり）52分まで。「気づき即実行」というのがございます。もう終わった方がいいですか。何かやる気をなくしましたね。今、部長が、私が質問状を出した時点で、よしやろうと、それが本当に大事なんですよね。恐らく今から行動プログラム等でいろいろ検討して織り込んでいくと。さっき言いましたよね、私はさっき壇上で「同じ過ちを繰り返す時間はない」、刻々と時間は過ぎていくわけですよ。先ほど盛り込んでいただけということなんですけれども、きょうここに今、議場の中にいらっしゃる方が、市長さん、部長をのけて、マイ箸を持っていない方が「よし、きょう今から買いに行こう」と言われたら、すぐ実行ができるわけなんです。

例えば、防府市の職員、約1,000人、これは一般、消防、水道局を含む約1,000人、先ほど言いました小学生が6,613人、中学生が3,333人。もちろん、今ここにいらっしゃる議員29人も含めます。約1万957人になります。これを単純に我々夫婦に子どもが1人いるという3人家族として想定します。これを想定すると、3万2,925人、つまり市民全体の約30%の人が、箸を持つことになるんです。ぜひ、これは市を挙げて取り組んでいただきたい。「キラリと光るふるさと防府」という言葉を何回も何回も耳にしておりますが、やはり全国が注目し、また全国に発信できるような防府市にするのが、私はキラリと光るふるさとづくりではないかと思います。

これは今、取り組みの一例を挙げました。行政がやる、議会ももちろんやりますよ。議会もやる、学校もやる、そしてさらに広げていって、飲食店にもお願いをする。どんどん広げていって防府から全国に、防府へ行ってごらん、みんな箸を持っているよということになり、やっぱり「キラリと光るふるさと防府」ができるのではないかと思います。

それにもう一つ、箸をブランド化するというのも一つの手ではないかと。例えば、山頭火の句を入れた箸、天満宮を入れた箸、観光の箸、授産施設なんかで取り扱ってもらって、そういうものをつくっていただくということ、１ゼんの箸でいろいろな考え方が、私はわいてくるのではないかと考えております。

余り答弁が、市長さんにお尋ねしても恐らく、もう時間だと言われたぐらいですから、ないかもしれませんが、「キラリと光るふるさと防府」、これを防府から発信してみようではないですか。市長さん、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） すべての御意見、しかと重く受けとめております。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（三原 昭治君） しかと重く受けとめているということで、笑い顔ではなくて引き締まった顔で言っていただければ、もっと実感があったと思います。

最後になりますが、何事も端から行くと。端から端に片づけていこうとよく言われておりました。一番大事なことは、「私１人ぐらいやらんでもいいんじゃないんじゃないの」、「私１人でやったって変わりませんよ」というのが一番情けないことだと私は思います。

最後に、この「地球の秘密」という、坪田愛華さん、島根県の方ですが、小学６年生で亡くなりました。彼女がつくった地球に関する絵本といいますかね、大変すばらしいものです。私は認識不足で、オゾン層が何ミリの厚さだということを知りませんでした。部長は御存じでしょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 定かな数値というものは持ってありませんけど、恐らくわずか数センチと、そのぐらいのものではなかったかなというように、昔、何となくそんなものを習ったなという感覚で、うろ覚えでございます。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（三原 昭治君） 環境問題の対応に取り組む、先頭に立って取り組む部長さんのお答えということで残念でありました。３ミリ、わずか３ミリです。私も知りませんでした。この本を通じて知りました。小学生がつくった本ですよ、この本。もう質問しませ

ん。オゾン層は地上からどのぐらいの位置にあるか。これも皆さん、恐らく余り御存じないと思います。20から25キロ、そんな近くにあるんです。

それでは、最後に彼女がこの中に書いている言葉を紹介して終わります。「環境問題について、私1人ぐらいはいいだろうという考えを捨て、みんなで協力し合って美しい地球ができればいい」とくくっております。ぜひ実行していただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は3番、山根議員。

〔3番 山根 祐二君 登壇〕

○3番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告の順に質問をいたします。

市民の方々から相談を受ける中で、非常に多く寄せられることの一つにまちが暗いということがあります。平成17年3月議会において、先輩議員が「街の灯りを増やす運動」と題して質問しております。その中で、自治会が防犯灯を設置する際に、防府市では新規設置する場合、1基1万2,000円、取りかえ費に4,000円補助し、電気代は3カ月間25%を補助していることを紹介しております。この設置費用について全額補助、また、電気代については増額を要望し、次に、市が設置し維持管理する街路灯については、設置基準を見直し、通学路や犯罪発生の可能性が大きい場所に設置できないか尋ねております。

しかしながら、いまだ行政の対応は十分とは言えません。設置後の電気料金の負担など、自治会の大小や道路沿線の民家の密集度の差異により、自治会では対応できない場所も多くあるように思われます。そこをどうするか考えて、安心・安全のまちづくりを推進しなければなりません。犯罪の起こりやすい要因を除いていくことが大切です。市民の相談の中には、学校周りが暗いという意見があります。

そこで学校の周辺を見てみると、校舎と運動場を含めた敷地は広く、民家は少ないところが多いようです。学校には多くの児童・生徒が集まり、多くの時間を過ごしております。学校は、地域のコミュニティの拠点としても、その果たす役割は大きいものがあります。災害時には避難場所としての機能も要求されます。学校では、まず第一に、子どもたちにとって安心して安全な環境が確保されなければなりません。しかしながら、小学校では不審者が侵入して事件を起こしたり、下校時に児童が被害に遭うという事件が多く発生しております。

そこで質問の1点目ですが、学校の周辺の安全を図るため、学校の敷地内に防犯灯を一

定の間隔で道路に面した位置に設置してはいかがでしょうか。学校敷地内に侵入しようとする者を防ぐ効果があります。また、学校周りが明るければ、その近隣地域の防犯にもつながります。最近、早朝や夜間に、散歩あるいはジョギングなどをされる方々も多く見られます。学校が地域に貢献し、地域の人に喜ばれ、また人の目があることで下校時の子どもたちの安全が図れるのではないのでしょうか。

次に、2点目の質問です。学校から児童・生徒の自宅までの通学路についてですが、この明かりは原則自治会が地域の要望により設置することになっております。しかし、諸事情により十分であるとは言えません。複数の自治会を経由する通学路の状況を最も的確に把握できるのは地元自治会の住民ではなく、児童・生徒やPTAの方々ではないのでしょうか。自治会に任せるのではなく、通学路の安全の観点から、ぜひ必要と思われる場所には、学校の要請により市が設置し、維持管理してはいかがでしょうか。防犯灯あるいは街路灯や公園灯など明かりにも種類があり、行政では担当課もそれぞれ違うようですが、通学路に設置する明かりとして、市長の積極的な取り組みを期待いたします。

3点目は、市民の協力で全域を明るくする運動の推進です。いわゆる一戸一灯運動です。一戸一灯運動とは、各家庭の玄関灯や門灯を夜間点灯しておくことです。地域の防犯対策は、警察のパトロールや取り締まりだけで防げるものではありません。個人の防犯意識を高め、地域・行政が協力して取り組むことが重要です。

現在の街灯は外の明るさを検知し点滅する方式のものや、さらにタイマーを組み合わせたものなどがあります。ちなみに20ワットの蛍光灯を1日10時間点灯すると、電気代は月額110円くらいだそうです。この運動を個人の方々に、また各種団体へ呼びかけていただけないのでしょうか。さらに、参加いただける市民に対し、何か補助が考えられないのでしょうか。称賛することで市民の意識も高まり、関心を持っていただけるのではないのでしょうか。執行部の御所見をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 防犯対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の学校敷地内の防犯灯設置促進についてでございますが、小・中学校の校舎及び屋内運動場につきましては、建物の周囲へ直接街灯を設置し、児童・生徒への防犯対策に努めているところでございます。小・中学校の周辺を明るくするため、学校敷地内に防犯灯の設置をという御提案でございますが、小・中学校敷地の周辺部は住宅地、農地などさまざまな環境にあり、設置に当たっては、周辺住民に対する就寝時の照明への配慮、農作

物に対する照度による悪影響等を考慮する必要があるかと思いますが、児童・生徒及び学校利用者などの安全確保の観点から、学校や周辺地域とも協議して対応してまいりたいと存じます。

なお、昨年３月議会で山根議員から、災害時対応や環境教育を考慮した太陽光式白色ＬＥＤ街路灯を新屋内運動場改築時に１基でも設置してはという御提案をちょうだいしたところでございますが、早速、完成間近の佐波小学校の屋内運動場入り口前に１基設置しておりますことを御報告申し上げます。

次に、通学路の防犯灯設置についての御質問にお答えをいたします。

通学路の指定については、学校と保護者が協議し、児童・生徒の通学に最も安全な道を通学路として決めております。なお、現在、各小学校においてはみまわり隊等、地域の皆様に御協力をいただき、児童の安全確保が図られており、ありがたく感じておるところでございます。また、中学校においては、部活動等で遅く下校するときは複数で下校し、単独行動を避けるよう各学校で指導しております。

議員御指摘の通学路の防犯灯設置についてでございますが、通学路として指定した道路は市内全域の広範囲なものであり、防犯灯を市で負担する場合、設置基準の設け方や財源確保も大変困難であると考えております。通学路は地域の重要な生活道路でもあり、地域の防犯環境の向上を図る上からも、従来どおり各自治会との協議の上で対応していただきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

次に、一戸一灯運動の推進についてお答えいたします。

近年、街頭犯罪や侵入盗あるいは無防備な子どもを対象とした犯罪など、日常生活が営まれる場所での犯罪が増加傾向にあります。これらの犯罪は、暗がりの道路や住宅付近で発生しがちであり、その未然防止策として、夜間、住宅の玄関灯や門灯などを点灯することで、既存の防犯灯を補完し、各種事件・事故防止を図ることを目的とした一戸一灯運動が県内外で取り組まれているところでございます。

この運動は、犯罪の未然防止という防犯的効果のみならず、防犯意識の高揚、そしてこの運動に参加しているという市民参加意識の高揚にもつながるものと期待しているところでございます。

また、一戸一灯運動に必要な電気料金につきましても、２０ワットの門灯を毎日１０時間点灯したとして、１カ月で缶ジュース１本程度の負担と聞いております。

犯罪や事故のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は市民共通の願いであり、御質問の一戸一灯運動の推進につきましても、現在、活発な活動をされておられます防犯ボランティア団体との連携も含め、今後、地域ぐるみの防犯活動の一環として、警察署や

関係団体と協議してまいりたいと存じます。

また、御提案のありました一戸一灯運動に参加された御家庭に対する支援でございますが、この運動は自分たちの安全は自分たちで守る、地域の安全は地域みずからの手で守るという趣旨で展開されるべきもので、自発的な防犯活動と考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 3 番。

○3 番（山根 祐二君） ありがとうございます。

1 点目の学校内の敷地内の防犯灯設置については、今、市長の答弁にありましたように、周辺の農地あるいは住宅に対する影響というのも勘案しなければならないということではありましたけれども、地元住民と協議して対応していくという御答弁がありましたので、ケース・バイ・ケース、できるところはやっていっていただきたいなというふうには思っております。

新年度予算には、新規事業として小学校周辺のカラー舗装、あるいは小学校・中学校の屋内運動場のトイレ洋式化事業などが計上されております。また、今、市長からは佐波中学校のソーラー防犯灯の設置についても御報告いただきまして、当局の学校の安心・安全についての取り組みについては、非常に前向きな姿勢が感じられるのではないかなというふうに思います。

市内の小・中学校、いろいろたくさんありますけれども、市内には小学校 17 校、中学校 11 校があります。ちょっと具体的に例を挙げてみたいんですけれども、例えば玉祖小学校ですけれども、周囲が約 560 メートル、このうちこの区間、民家は非常に少なく夜間は非常に暗い状況です。以前、玉祖小学校の父兄の方から、スポ少の児童たちが運動を終えて帰宅するときに周囲が非常に暗いと、何とかできないかというふうな相談をいただいたことがあります。行ってみると、体育館の明かりだけはこうこうとついているんですけれども、体育館から 1 歩敷地外に出ますと、道路照明とあるいは防犯灯というのは非常に少なく暗い状況でした。

もう一つ、佐波中学校は周囲が約 900 メートル、それから公園も併設していますので、その分もちょっと大きいんですけれども、佐波中学校は県道に面しております。立派な歩道がついております。しかし、県道自体が非常に暗くて、この周囲 900 メートルの間、学校側には横断歩道を照らす街灯が 1 カ所、それから 20 ワットの蛍光灯が 1 カ所ついております。この佐波中学校には、市長も近くにお住まいなので、夜または早朝、車で周辺を通られることもあるのではないかと思います、車のライトを消して歩いてみると、暗

さがおわかりになると思います。歩いて暮らせるまちづくりが叫ばれる中、車で走行するだけのまちであってはなりません。

執行部にお尋ねいたしますが、今、例に挙げた佐波中学校の歩道でありますけれども、例えば、この暗い歩道に防犯灯を設置するという場合、どのような手順が必要かお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 助役。

○助役（嘉村 悦男君） 防犯灯はいろいろありますけれども、私どもは自治会でよく防犯灯を立てておりますが、ここに防犯灯が欲しいと、立てようという自治会の決議がなされれば、あと電気業者の方に立てていただきたいというふうに、無論土地の所有者の了解が要りますけれども、それでやっていただければ、あと、補助金が1万2,000円ありますので、残りを自治会が負担しているというような状況であります。

それから、いわゆる道路管理者が設置する云々でございますけれども、これについては、道路管理者が、例えば交通量とか歩道があるとか、そういうある一定の基準をクリアしたところについては、道路交通法に基づいて公安委員会と協議して設置しているようです。

それから、今おっしゃる、いわゆる運動場云々ですけれども、あくまでも小・中学校の安全という方が一義的になりますので、あるいは公園等もありますけれども、公園の照明というのが一番メインになってきますけれども、そう言いつつもなるべく道路側に照明を移したり、あるいは学校の校舎においてもなるべく塀沿いに移して、それを少し道路側、外側の防犯に役立っているという生活の知恵を使いながら設置もしております。これはどういう手続かということ、敷地の所有者である防府市の方で工事をすれば設置ができるわけでございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、そのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 3番。

○3番（山根 祐二君） ありがとうございます。

今、答弁にありましたけれども、今の歩道ということになりますと、中学校の敷地外でありますので、やはり自治会の防犯灯という手続を踏まなければならないというふうなお答えだったと思います。

相談をいただく市民の方々には、防犯灯の設置の手順というのはなかなか知らない人も多くて、また自治会に申請すると、自治会長に申請するわけですが、その対応はさまざまであります。市がやってくれるのではないかというようなことを思っている方もいらっしゃると思いますが、特に今、申しましたような学校の周辺の明かりというのについては、できれば学校の積極的な取り組みがあれば、非常にまた違った形で設置が

できるのではないかなというような気がしております。また、地域貢献の姿勢、学校が地域に貢献している姿勢というの、学校側が示していくということも必要ではないかなというふうに思います。学校の敷地内の照明については、それで置きます。

続きまして、通学路の防犯灯設置についてですけれども、これは今、答弁にありましたように、防犯灯の設置という考え方になると思いますけれども、今、答弁の中でちょっと言われましたけれども、道路管理者、いわゆる市が設置して維持管理するというのが防犯灯とはちょっと違ひまして、街路灯ということになると思います。

設置基準のことについても少し触れられましたけれども、街路灯の設置基準ということについて、ちょっと詳しく説明いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 街路灯の設置基準について御説明いたします。

道路照明施設を設置いたしますには、道路照明施設設置基準というものがございます。この基準によりますと、照明施設の設置が可能な場所といたしましては、1日の交通量が2万5,000台以上の市街部や高速自動車の市街部及びインターチェンジ、料金徴収所、休憩施設、また長い橋やトンネル並びに危険な交差点等でございます。以上のような基準で、普通の一般市道に設置する基準とはなっておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 3番。

○3番（山根 祐二君） 今の答弁にありました基準を見てみますと、やはり交通安全の観点から、交差点とか横断歩道というものに対して照明をつけていくというのが、市が管理する街路灯の考え方ではないかなというふうに思います。

今言われたような設置基準に該当しないと、しかし、非常に地域では必要性がある、要望もある、でも、自治会で設置するには設置費用、維持費を考えて非常に困難であると。これは、最近自治会の世帯数というのも非常に差がありまして、単身者、特にアパート住まいの方なんかは自治会には加入しないと言う方もいらっしゃるしまして、要するに自治会費も入ってこないわけですが、こういう設置基準に該当しないけれども必要性があると、自治会で設置するにはそういう費用的に難しいと。こういう場所に設置するにはどうしたらいいかと、これをちょっとお尋ねしたいんですけれども。できないかもしれませんが、御意見としてちょっとお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 助役。

○助役（嘉村 悦男君） いわゆる防犯灯でございますけれども、やはり地域の安全は地域ということで、自治会設置の方法以外は考えておりません。私も個人的には大変少ない

戸数の地区に住んでおりまして、絶対に立てようということになりますと、私どもの自治会は月１，０００円でございます。かなりの自治会費を上げないと、いわゆる街路灯２０数基を管理していくというようなところについては、いわゆる自治会、住民が歯を食いしばって、会費を出し合って維持しているというのが現状ではないかなと、そのように思っております。

○議長（行重 延昭君） ３番。

○３番（山根 祐二君） 答弁がありましたように、こういった解決策はないのが現状でありますけれども、ほかの市の例を紹介してみたいと思います。

兵庫県洲本市では、洲本市公設防犯灯事業、こういう事業があります。市では、町内会の要望により、次の設置基準に該当する場所へ公設防犯灯を設置します。１、主要道路（国道、県道、一級市道）上で付近に民家が少なく、かつその受益範囲が複数の町内会住民に及ぶため、当該町内会長等が設置し、管理、負担する町内会管理防犯灯を設置することが困難で市長が必要と認める箇所、これが１つですね。２番、公共建物もしくは公共施設構内、またその周辺５０メートル以内の地点で、市長が必要と認める箇所。３番、その他市長が特に必要と認める箇所。４番、公設防犯灯と公設防犯灯の距離は原則として５０メートル程度であること。以上であります。

松浦市長にお尋ねしますけれども、この洲本市公設防犯灯設置事業について、どのように思われますでしょうか。御意見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど来からのやりとりを聞いておりまして、時代はどんどん変わっていったらいいなと。そうした中であって、行政の対応も柔軟な対応をしていくところは柔軟な対応を、あるいは住民の方々にしっかり御説明すべきところは、よりしっかり御説明する姿勢、そういうものが必要ではないのかなと、こんなふうに感じていたところでございます。

私といたしましては、いろいろな先進事例などをよく調べまして、柔軟な対応を、そしてまた現実に即した市民の安心・安全を確保する、あるいは住んでよかったなと思っていただけるようなふるさとづくりに努めてまいらねばならないと、このように思っておりますので、いろいろよく調査をし、そしてなるべく早く結論を出していきたいと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） ３番。

○３番（山根 祐二君） ありがとうございます。

市長の非常に前向きな答弁と感じさせていただきました。

倉敷市の土木部道路管理課照明施設係というのがありまして、ここは地域防犯灯と通学路防犯灯と区別しているわけですね、全く区別しております。ホームページの問いを見ますと、「中学校通学路防犯灯はどのように設置するか」という問いが1つありまして、その答えに、土木部が答えているわけですが、それでも、「整備箇所の選定は、各中学校でPTAや地域の方々が十分協議し」、ここで学校がかんでいるわけですね。「年3回教育委員会で取りまとめられます。その結果を受けて、道路管理課が設置を進めます。球がえ、つきっ放しの対応は各中学校で対応しています」と。こういう、まさに今、市長が言われたような柔軟な対応をしている自治体もあるということを知っていただきたいなと思います。公設防犯灯設置事業の創設というのを要望して、この項は終わりたいと思います。

続きまして、一戸一灯運動の推進についてですが、これは先ほど市長が答弁されたように、やはり自発的な運動ということになると私も思っております。他の多くの自治体でも一戸一灯運動を啓発、推進しております。街灯が設置されていない住宅地でも、各家庭にある門灯をつければ立派な防犯灯になります。まずは、多くの市民に一戸一灯運動とはどういうものかを知っていただき、地域の安全は地域でつくるとの意識を高めていきたいと考えます。冬の登下校や大切な家族の深夜の帰宅を明るく迎えると、そんな明るい街と明るい防府市にしたいと思って、この質問をさせていただきました。

当局の積極的な啓発活動というのを要望して、私の質問を終わります。以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、3番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は23番、山下議員。

〔23番 山下 和明君 登壇〕

○23番（山下 和明君） お疲れのところではございますが、最後でございます。時間を少々いただきたいと思っております。通告の順に従いまして、壇上より質問をいたします。

最初は、孤独死を防ぐことを目的とした事業の展開についてであります。

ひとり暮らしの高齢者が自宅で亡くなり、第三者によって数日後に発見されるという、そうした高齢者の孤独死が高齢化社会の中で問題となりつつあります。ある自治体では、少しでも高齢者の孤独死を防ごうと、孤独死防止対策会議を発足させ、ひとり暮らし高齢者の実態調査をし、従来から取り組んでいる配食サービスや地域見守り協力員によるひとり暮らしの高齢者宅への訪問、声かけなどに加え、ごみの訪問収集、安否確認等の対策を強化し、孤独死ゼロを目指し、ひとり暮らしの高齢者に焦点を合わせ、取り組みを強化している自治体もあります。

本市でも、そうしたひとり暮らしの高齢者を対象とした事業を展開しているところであ

りますが、例えば、寝具洗濯乾燥消毒サービス、食の自立支援事業として配食サービス、緊急通報システムの事業等々で、ひとり暮らしの高齢者への対応がとられているところがあります。

ここで孤独死を防ぐことを目的とし、ひとり暮らしの高齢者に焦点を合わせた事業についてお尋ねいたします。本市においても、高齢化率、独居世帯数は急増傾向にあることは御承知のことです。しかし、対象者の中には自宅に閉じこもりがちで、ひとり暮らしの高齢者を対象とした事業を知らない方も多くおられます。さらに周知徹底に力を入れられることを望むところではございますが、いかがでしょうか。

2点目は、民生委員とともに友愛訪問活動員の方々が地域で活躍されておられますが、地域見守り協力員によるひとり暮らしの高齢者宅への訪問、声かけなどをしていく地域一体の事業をさらに推進していくことはできないのか、お伺いいたします。

3点目は、孤独死防止対策を検討する会議を発足する考えはないのか、当局の御所見をお伺いいたします。

次は、食の自立支援事業、配食サービスの状況について質問いたします。

従来からの配食サービスは、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方を対象とし、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供し、安否の確認などを行い、利用者の自立と孤独感の解消を図ることを目的としております。当事業の実施回数は1週間に4食を限度とし、対象者は市内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められた者としております。

また、平成12年10月からは、保温食器を使った配食サービスを市内全域に拡大し、民間事業者に委託して拡充を図ってこられました。当事業の財源は介護保険の在宅サービスとしてではなく、在宅福祉事業の介護予防、生活支援事業費の国・県の補助金を受けて実施していましたが、平成18年度より介護保険制度の地域支援事業として財源の仕組みが移行されたところであります。

本市の65歳以上の高齢者数は、平成18年4月現在ではありますが、2万7,000人を超え、高齢化率は22.7%、65歳以上の独居世帯は3,350世帯と、数年前と比較すれば、ここ数年で高齢者独居世帯は急増しております。しかし、実態はひとり暮らしの独居世帯は急増している傍ら、配食サービスの該当者は平成15年で274人をピークに18年度では142人と、ここ3年で配食サービスの利用者は半減しており、当事業の本来の目的からすれば、数字の上からではありますが大きく後退していることがうかがえます。

こうしたことが生じている側面には、委託している事業者の撤退、減少があります。委託事業者の内情があると思いますが、しかし、そうした事柄によって予算を縮減し、配食サービスを希望される方々を制限していくこと自体、いかがかと思えてなりません。制度の移行もありましょうが、今後の対応と改善について、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 23番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 福祉行政についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問の孤独死を防止することを目的とした事業の展開についての御質問にお答えいたします。

既に御承知のように、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の在宅生活の安心を支える施策として、急病や災害時の緊急時に対応する緊急通報事業、火災警報器や消火器等の日常生活用具の給付事業を実施しているところでございます。

また、見守り施策といたしまして、1週間のうちを生きがい活動支援通所事業や軽度生活援助事業を合わせ3日ないし4日、食の自立支援事業で4日と、だれかと顔を合わせる仕組みを介護予防支援プラン等で実施しております。

また、友愛訪問活動増進事業や小地域見守り活動、地区在宅ひとり暮らしの会等の事業を社会福祉協議会を中心として、民生委員さん、友愛訪問委員さん、福祉委員さん、あるいは地域住民の方々の御協力により実施しているところでございます。

したがいまして、市と地区社会福祉協議会が地区住民の方々と協働して、さまざまな形で独居高齢者等への在宅生活を支援しておりまして、孤独死の防止に対応しているところでございますが、御案内のありました孤独死防止対策検討会議の設置につきましては、現状では考えておりません。

しかしながら、厚生労働省においては、平成19年度の事業計画の中に都市部を中心に地域から孤立した状態で高齢者が死亡することが社会問題化しておりますことから、「孤立死防止推進事業」、「孤立死ゼロ・プロジェクト」とも言われておりますが、創設されております。

現在は、国において各市町村の孤立防止対策にかかわる施策や取り組みについての調査中でありますので、今後、国の動向によっては対応が必要となることが考えられます。御理解いただきますようお願いいたします。

食の自立支援事業について、配食サービスの状況についてでございますが、配食サービスにつきましては、高齢者の自立支援と介護予防、介護として平成12年10月から実施

してきております。平成１８年度からは地域支援事業の中で実施しております。

なお、平成１５年度に配食サービス利用者の実態は、コンビニ弁当より安上がり、また介護保険料の見返りなど、安易な動機で配食サービスを利用されることで、利用者の調理、買い物等の機会が必然的に減り、心身機能の低下を招く例も見られることなどから、国の指導によりまして、十分なアセスメントを行った上で、食関連サービスを計画的・有機的につなげて提供する食の自立支援事業として、内容が変更されてきております。

その食の自立支援の考え方としては、良好な食及び栄養状態の確保は生存に不可欠な最も基本的なニーズであり、食事づくりの一連の過程が脳の記憶や心身機能の刺激によりまして、認知症予防効果を持っていると言われております。このことから、支援を得ながらも、可能な限り食事をつくる機能を維持していけることを重視して、サービスの調整を行うことが必要とされております。

したがいまして、市といたしましては、食の確保と自立の観点から、十分なアセスメントを行い、食に関する既存サービスの利用調整と同時に、３カ月から６カ月ごとに定期的に評価等を行っておりまして、さらに管理栄養士による訪問栄養指導や相談等にも応じております。

次に、委託事業者につきましては、当初からお願いしている事業所は４事業所ございました。平成１４年に社会福祉協議会が実施してきておりました給食サービスを統合したときに、それまでにかかわっておられた事業所を経過的にお願いした経緯等により、６事業所に増えたところでございます。平成１６年度にはそれが７事業所になりましたが、そのうち、４事業所は事業経営の悪化により撤退されましたので、現在は３事業所に御協力をいただいております。

近年、利用者の方々も多様化してきており、要望も多様で多くの選択肢が必要と考えておりますので、今回、事業所の募集を実施し、市内全体に広げ、平等、公平にサービスの利用ができるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ２３番。

○２３番（山下 和明君） 孤独死を防ぐことを目的とした事業の展開についてであります。成老病死は世の常と申しますけれども、高齢化社会がますます本格化する中で、孤独死を防ぐということは大変困難な、難しい問題であろうかと思えます。そこで、ひとり暮らしの高齢者に焦点を合わせた事業の充実について、質問いたしましたところであります。

先ほど御紹介、私も壇上で何点か具体的に申しました。また、答弁の中でも行政が取り組んでいる事業の紹介がありましたけれども、その事業と、またその事業の周知徹底を図

っていくだけでは、どうしても限界があるわけであります。そこで、地域の協力員と申しましょくか、協力体制の強化というものを、さらに今後、求められてくるのではないか。また、地域のそうした純粋なる、いわばそうした協力員の方々の熱意によって成り立つのではないかと、そういうことで、そうした民間の力が不可欠ではないかなというふうに思えてならないわけであります。

要は、複数の目で、複数の方で、そうした方々を見守っていくという地域の環境づくりが非常に大事ではないかということで、このたび質問を取り上げさせていただいたわけがありますので、今後ともこの件につきまして、こういった高齢化社会というものがますます本格化していきますので、こういった問題も生じると思いますので、目配り、気配りをしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、食の自立支援事業、配食サービスの状況についてであります。いわばこの配食サービスの委託先が減ってきているということで、業者の推移をいただいておりますが、先ほど御回答の中にもありましたが、平成15年度におきましては、この配食サービスを受けていた業者の委託先は7社、16年度では8社、そして17年度では7社、そして18年度では4社で、この2月をもって1事業者が撤退をされるということで、3事業者ということで聞いております。しかも、この3事業者の1事業者は、市と契約関係にはないというふうに伺っております。実質このサービスをできるのは、2つの事業者ということになるわけであります。

そうした、いわばこういった事業をするにおきましても、業者の協力が不可欠であるわけでありますけれども、配食サービスを委託している事業者が撤退、減少している背景、要するに、食事の単価について採算が合わないため、先ほど答弁では「事業の悪化」という言葉が使われたとは思いますが、それだけで事業者が撤退していく、減少しているのか、それともほかにも理由があるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 業者の方が撤退しておられる理由ということでございますけれども、私の方でわかっておりますのは、一つには、事業そのものをやめられた、この方が2社ございます。あと、やめられたというのは、いわゆる事業所が岩国ということで、配達コスト等の関係でやめられた、それから、あとは今の配食サービスにおいて、全体の人件費等の負担が大きいということでやめられたと、これが大体主な理由でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番。

○23番（山下 和明君） 事業者がこの配食サービスの委託を受けて、やはり1食の単

価というものが決まっております。それを配食すると、配るということも含めて、いわば単価が合わない、厳しいということが私はどうもあるような気がするわけではありますが、そうしたことが事業の悪化ということにつながっている部分というのはどうなのでしょう。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 単価につきましては、現在、大体800円でございます。このうち400円を負担していただいております。この単価そのものにつきましては、現在のところ、それによって特別それが安いというふうには認識をしておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 23番。

○23番（山下 和明君） 安いとは思わない、いわば業者が減ってきている原因には、そこに原因があるのかなというふうな感じを受けるわけですね。いわば減ってきた業者数ですね、平成18年度では4事業者、1事業者が撤退をされるということで、その業者の数で市の全域に対応は可能なのか。そして、その業者の数で公平性、平等性というものは保たれるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 議員さんおっしゃいますように、市内全域はどうかということでございます。これは先に申し上げますと、2月に業者の募集をいたしましたが、応募がございませんでした。ただ、その分のかわりといたしまして、現在、介護保険において、小規模多機能型居宅サービス介護事業がございまして、それと、もう一つはデイサービスの事業所がございまして、この小規模多機能で2カ所、それとデイサービスの事業所1カ所に現在、配食サービスをお願いすることで話を進めております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 23番。

○23番（山下 和明君） 募集をかけたけれども応募がなかったということで、介護保険制度の中の小規模多機能型、デイサービス等々を活用して乗り切ろうということですよ。これで公平性、平等性、市内全域の配送というものはどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

現在、介護保険の中では、市内を4地区に分けております。この4地区の1地区に2カ所ずつ、現在このような事業所の配置を考えておりますので、基本的には全域に対してサービスが可能になるであろうというふうに考えております。

以上です。

○ 23 番（山下 和明君） わかりました。先ほど壇上でも申しましたが、ひとり暮らしの高齢者の方々が、平成 18 年 4 月現在であります。3,350 世帯、3 年前と比べて 300 世帯増加しております。この 3,350 世帯に対して、的を射た、適したこのサービスの対象人数、どの程度がふさわしいと、部長、お考えでしょうか。

○ 議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○ 健康福祉部長（山下 陽平君） この約三千三百何人の方にどの程度がふさわしいかということでございますけども、これにつきましては、個々の方の状況に応じてアセスメントを行い、その方の状況に応じてのサービスでございますので、どの程度がということはちょっと私の方では申し上げられません。

以上です。

○ 議長（行重 延昭君） 23 番。

○ 23 番（山下 和明君） 目標並びにこの事業の基準は定まっていないということだと思います。当サービスの利用者、壇上でも申しましたが、平成 15 年度では 271 人、16 年度では 262 人、17 年度では 202 人、そして、18 年度では 142 人と。3 年前と比べて人数は半減しております。その間、このサービスから外れた方々への安否確認についてはどう対応し、指示されてきたのか。いわば、この 3 年間で 271 人が 142 人になった。その少なくなった、対象とならなかった人たちの安否確認と、それをどういう形で安否確認を含めた指示を打たれたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、引き続きもう一点ですけれども、これを、今、紹介しましたように平成 15 年で 271 人と、平成 18 年度では 142 人ということで、それ以外で全額自己負担をされて、このサービスを利用されていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。それがわかれば、15 年、16 年、17 年、18 年でもし資料がありましたら示していただきたいと思います。

○ 議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○ 健康福祉部長（山下 陽平君） まず、第 1 点目の安否確認ということでございますけども、これは議員がおっしゃいますように、数字が減っていきましてその中身なんですけども、一つにはモニタリング、要するにその人にアセスメントの結果、本当に必要かどうかということの中で、この方についてはまだ御自分で少しやっていただきたいということで外れた方が大体 44% ぐらいございます。それからあと、いわゆる家族あるいはヘルパーの方で食の確保が可能であるというのが大体 51% ぐらい、これは年度ごとでございます。

現在においては、数として減っているのは、入院あるいは入所によって減っております。ですから、安否確認という面で言えば、いわゆる市長も答弁しておりますように、その地域ごとにいろいろな形でその方にかかわっていらっしゃいますので、その辺で事故のないように対応ができていているというふうに考えております。

それと、２点目の有料ということでございますけども、これにつきましては、年度ではつかまえておりませんが、現在、私の方でわかっておるのが約１６９人の方が有料で利用していらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ２３番。

○２３番（山下 和明君） 業者が少なくなった分だけ、いわばこのサービスを利用してらっしゃる方、また、全額自己負担、有料で利用していらっしゃった方も、この３年間で大きく、食育基本法ではありませんけれども、生きる上での基本とも言われているわけですが、そうした方々が大きく、いわば外れてきたということですよ、この数字だけではなくて。

私は壇上から申していますけれども、ひとり暮らしの独居世帯は、ここ３年だけでも大きく増えているんですよ。しかし、この配食サービスを見る限り、３年間で半減しているという数字のあらわれですね。そして、それを受けている業者も半減しているという、要するに、数字のあらわれなんですね。しかも、これは今まで福祉施策で打ってこられた。これを今、介護保険制度の仕組みの中で、これが今、組み込まれているわけですよ。ということは、保険で皆さん払っていらっしゃる。いわば公平性、平等性といった観点からして、もっと私は、介護保険制度というものは介護予防というものが入ってきたわけですから、住みなれた地域で、住みなれた家で生活が少しでも保たれるようにということで、介護保険制度の中に組み込まれたわけでありますので、そうしたことも含めて、この事業に私はもう一度取り組みを考えていただきたいなと。

業者に募集をかけたけれども手が挙がらなかったといったことは、何か原因があるんだろうと思うんですよ。確立した仕組みを、安定した仕組みを持っていかないと、この事業は成り立っていかないと思います。先ほど答弁で申されましたけれど、コンビニで安く手に入る、そして、モニタリングというんですか、調整というんですか、介護保険の補助ですね、移行したから。要するに、半年の間に、いわばその人にふさわしいか、ふさわしくないかということは、そこで確認をされるということであるならば、何かそこで制限がされているような気がしてならないわけですよ。現に３年前は、それだけの人数の方がこのサービスで安否確認を受けていたわけですよ。いわば食というものに関して、安否確認

ということでサービスを受けていた方が外れているということは、事実、この数字の上からあらわれてきておりますので、どうか今後の対応で改善に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをして私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、２３番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、３月２３日午前１０時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

午後 ２時５０分 散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１９年３月８日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 弘 中 正 俊

防府市議会議員 木 村 一 彦